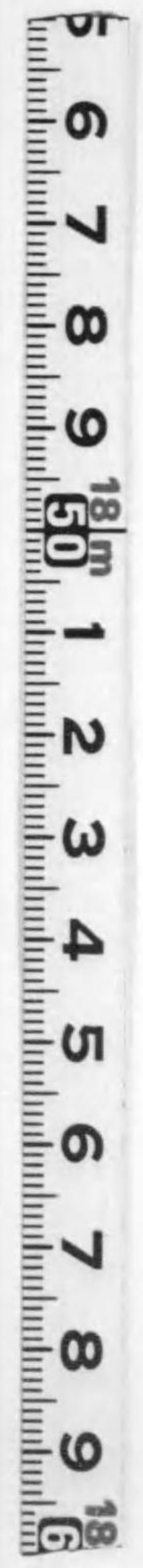


348
126



始



7. 9. 10

348-126

伯爵 寺内正毅閣下題辭
竹越與三郎先生 内田良平先生序
村上浩堂 後藤黙童著

亡國
秘密
なみだか血か

近侍の面上色凋へ、戦慄して左右に侍するに堪へざるものゝ如し、而して陛下に北面して帝座に對し、眼光流く皇帝の身邊を射、面上朱を流して斷乎たる決意を示せる者、是れ泣いて苦諫せんとする關臣に非ずや宛として亡國の畫に對するが如し(第四章第六節)

大正
3. 1. 9
内交

三子集
羊嶋

日韓兩國の心中人物



故公爵伊藤博文

伯爵李完用

正毅侯

日韓兩國の心中人物



公爵桂太郎



子爵宋乗峻

日韓兩國の心中人物



伯爵寺内正毅

子爵趙重應

日韓兩國の中心人物



助荒彌曾爵子故



純齊朴子

序

明治四十三年九月、皇帝陛下朝鮮を併有するを嘉みし給ふ是より七萬方哩の半島、一千萬の蒼生、二千年來の暗黒境を脱して始めて天日の光を仰ぐ。蓋し半島は其一國體を見て以來、接壤の大國に隸屬して、制令を受け、以て其存安を謀るを常とし、未だ曾て自立したることあらず。今我國家、文明武克、千古を度越し、南人、北民、梯山航海、我光化を被らむとするに會ふ。半島が我穀中に落つるは實に人謀にあらずして天意のみ。後藤、村上の二君、此書を著し、我半島領有の由來を闡明して、遺憾なきに近し。二君久しく立言の職に

在り、東方の近時に通曉す、其史實、議論の樞關に當るもの、偶然にあらず。若し此書、中外をして、我半島政策の決して僭竊にあらず、繼絶、集散の王道たるを知らしむるを得ば、其功、豈に武人、開境展土の下にあらむや。

竹越 與三郎

序

史家の史ある必ず其鵠あり、或は朝憲を張るが爲めにするあり、或は民志を興すが爲めにするあり、史馬遷の著あると歐陽修の著あると、未だ必ずしも其軌を同ふせざるなり。埃及の史あると路易の史あると、又未だ必ずしも其情を一にせざるなり、村上後藤兩君の著、蓋し其鵠何くに在りて存する乎。

嗚呼彼の半島の地、皇朝府治の遺迹と漢唐群治の遺迹と猶ほ存し、元明清代、貢獻効送の道、弘安文祿、兵馬往還の處、其民未だ之れを忘れず。増築たる宮殿と崑嶠たる獨立門は、今

の太王の代に立ち、討清伐俄二役の戦迹血未だ乾かず。此に始めて合邦の盛事を見る、李家の鼎鼐既に空しと雖も其祭祀永く絶せず、却て斯民をして歸向を一ならしむ。二君の此著、備さに之れが顛末を述べ、又た誠に既往に察して、將來を誠むるに足るものあり。讀者一たび披いて、大鵠存する所を知らむかな。之を序となす。

硬石 内田良平識す

自序

米國合衆國がモンロードクトリンを撤し帝國主義を實行して、比利賓を略取し布哇を併合せり、此時に當つて我國は歴史的國是を遂行して亞細亞大陸の一角朝鮮の半島國を併合す。然るに我國政治家論家の一部には大陸の占領に手を染めたるを難んじ、米國其他の太平洋沿岸國に先んじ其の制海權を掌握し所謂北守南進の國策を實行せざる可らざるを言ふ。吾人固より之れを排せず、然れ共韓國を併合し滿洲を經略し大陸の一隅に我民族的基礎を置く之れを北守南進の前提なるを如何せん。

論者或は言ふ、北歐の島帝國英吉利と我が東海の島帝國は地勢相極似し國情又相通ず、而して英國が十八世紀の末葉より十九世紀の中葉に至る間歐洲大陸の革命的禍亂に超絶してよく島國たる天啓的使命に服したる結果早く

國民統一の實を擧げ内立憲の政制を美にし、外海上の覇權を握り次て大英帝國今日の隆昌を致せり、されば我國の膨脹策も亦自ら陸に非ずして海にあり故に寧ろ大陸に雄躍するを止め海洋に驅走するに如かずと。然れ共之れ大に誤れり、何となれば我國と英國の地理的形勢は將に極似すと雖も當時と現代が國際的風潮を異にすると共に其の外交的關係は事情全く相分かつ。則ち英國が國民統一、海外發展の策に心を潜めたる當時の歐洲大陸は革命相尋ぎ戰亂常に絶えざりしも大陸には尙幾多の強國分立して各民族の統一あり、國家的組織備はれるが爲め、一度勢力の均衡を失するあれば禍亂又忽ち致りて之を均分し長く勢力の不平均的狀態にあるを許さざりき、されば英國が自ら超絶し得たりと雖も我國今や然らず、對岸大陸には老衰爲す無き清國に非ずんば貧弱救ふ可らざる朝鮮にして、列強は皆東方の經略に凝心して其間隙を窺へ恆に虎視眈々の形勢を致す、然るに一衣帶水の我國奈邊んぞ晏如たる

を得ん。

北守南進固より可なり、然れ共大陸の經營は更に其急務たるを如何せん、我政府又意を茲に致し曩に併合を斷行し爾來治蹟大に見るべきものありと雖も尙更に誘導啓發すべきは今日と雖も國民の大に考究せざる可らざる處なり、而して將來の政策は過去を究め初めて之れを能くせん、依つて余等は志を同ふする士と共に先づ半島の史實を究めんとし敢て淺學菲才を顧みず此書を成す。

なみだか血か目次

第一章 保護政治の初期

- 第一節 漢城政局の一變……………一
 - 第二節 日韓議定書成る……………24
 - 第三節 特派大使の往來……………九
 - 第四節 露韓國交の斷絶……………二
 - 第五節 荒蕪地問題の失敗……………一六
 - 第六節 日韓協約成る……………三三
- ## 第二章 顧問政治の進捗
- 第一節 顧問官の備聘……………二七
 - 第二節 軍政と軍事警察……………三〇

目次

第三節 司令官と軍制改革……………三三

第四節 通信機關依托と自由航行……………三五

第五節 財政整理と幣制……………三八

第六節 講和と韓國の地位……………四三

第三章 統監政治の初期

第一節 外交權の委任……………四九

第二節 統監府の開廳……………五七

第三節 暴徒と宮中肅清……………六一

第四節 統監府の治績……………六五

第五節 利權問題の裏面(一)……………七一

第六節 利權問題の裏面(二)……………七七

第七節 皇帝廢立の陰謀……………八三

第八章 武斷派と一進會……………八八

第四章 密使事件と革變

第一節 事變前の漢城政局……………九一

第二節 海牙に密使現る……………九五

第三節 宋秉峻の苦諫と皇帝米國援助の豫期……………九八

第四節 對韓案決定事情……………一〇一

第五節 韓皇に讓位を迫る……………一〇四

第六節 統監參内と閣臣の諫奏……………一〇八

第七節 漢城全く混亂す……………一一四

第八節 韓皇讓位と新協約……………一二七

第九節 事件の結末と軍隊解散……………一三三

第五章 統監政治の末期

目次

第一節 事變後の新政治……………一三七

第二節 統監政治の紊亂……………一三三

第三節 拓殖會社と間島問題……………一三七

第四節 統監更迭と併合問題……………一四三

第五節 新統監の運命……………一四八

第六節 伊藤公渡滿と併合問題……………一五三

第七節 統監政治の最後……………一五七

第六章 半島併合顛末

第一節 警察權の委任……………一六三

第二節 正副統監の入京……………一六七

第三節 解決前の韓内閣……………一七一

第四節 半島終に併合せらる……………一七五

第七章 併合後の概観……………二二三

(をほり)

目次

亡國
秘密
なみだか血か

村上浩堂
後藤黙童
合著



第一章 保護政治の初期

第一節 漢城政局の一變

十年雌伏せる勢力
明治卅七年二月九日は韓半島の局面を一變したる日なり十年雌伏せる我勢力は此日一躍して露國の勢力を壓倒し韓國に對する保護政治の端を啓ける也。後藤

第一節 漢城政局の一變

仁川沖の海戦

八日午後陸軍の猛卒を乗せたる我運送船は軍艦に護衛せられて仁川港に入り徹宵陸兵を土陸せしめたるが九日午前十一時三十分には早くも我第十二師團の大兵京城南大門停車場に下車して邦人歡呼の裡に泥甃街に入るを見たり、此日正午仁川沖に於ては露艦二隻と我艦隊との間に砲火を交へ、終に露艦の敗戦に歸するや、邦人の意氣更に揚り滿都日章旗の翻翻たるを見る、然るに何事を韓國皇帝は露國黨の密奏に動され、將に春川の舊關に遷御せんとするの形勢あり、依つて我林公使は急遽入關し、遷御の非なるを痛言し併せて韓國の地位を述べて其の反省を求むる所あり、時に倭城臺上砲聲般々として漢城を震動せしめ、表裏捕捉すべからざる流石の韓皇も砲聲の前には如何ともすべからず、悉く我公使の警告を容れ、誓つて日本に信賴すべき事を約せらるゝに至れり、愉快なる新形勢は斯くの如くして成れる也。

倭城臺上砲聲般々

露公使旗を巻いて去る

形勢既に定まる、昨日まで横暴を極めし露國公使バヴロフ氏も今は旗を巻いて漢城を去るの已むなきに至り、十二日終に京城を去る、此日寒氣酷烈飛雪紛々として天爲めに暗し、バヴロフ公使は百餘名の館員露兵居留民を率い、我林公使以下の外交團に送られて午前七時南大門を發し仁川に下れり、我は京仁兩停車場及び仁川埠頭に各一中隊の兵を配置して警護の任に當らしめ、以て最後の敬意を表したりと云ふ。斯くて漢城に於ける露國の勢力は、公使の退京と共に全く消滅し、只僅に其退韓に際して與へられたる秘策を奉ぜる露國派が暗中飛躍を試むるのみ。

露國の勢力全く消滅

第二節 日韓議定書成る

日韓議定書成る

九日以來漢城は全く日本兵と日章旗とを以て埋められ、我勢力急に伸張せり、此時日韓議定書成る。

日韓兩國間に協約を締結せんとせるは今日初まれるに非ずして、去る三十四年頃より此議行はれ、時の外務大臣朴齊純と林公使との間に是が交渉内密に進められたるも、當時露國派專横の時代なりしを以て終に是が成立を見ずして已めり、越へて三十六年の末に至り外務大臣署理李址鎔、朴氏の志を繼ぎ是が成立に努めたるも、恰も日露間の危機切迫せる時なりしを以て、進捗意の如くならず、而も此事外間に漏るゝや、バゾロフ公使は米國公使アレンと共に極力反對運動を試み、李容翊、李根澤等の露國派を使嗾して韓皇を動かし、終に是を失敗に終らしむるに至れり、然れ共我公使は此失敗によつて其素志を挫ぐる事なく、

露米兩國公使の使嗾

再度の頓挫

日韓協約の内容

更に先づ李根澤を説いて其賛成を得終に一月二十三日李根澤邸に於て三ヶ條より成る協約に調印せんとする迄に進行せしめたり、然るに此事又もや外間に漏れ李容翊、尙健等は再び韓皇を動かして其調印を中止せしめ再度頓挫の悲運を見たり。

斯くて日露開戦となり、韓國に於ける日露の地位漸く決定せらるゝや、協約談又も復活し來り、李址鎔、李根澤、權重顯、閔泳喆等大に是が成立に努めたる結果、上海に滞留して遂に京城なる佛國公使を煽動し、李容翊等を使嗾して試みたるバゾロフ公使の妨害運動も終に其功を奏せず、二十三日喧々たる群議を排して其調印を終れり、其内容次の如し。

大日本帝國皇帝陛下の特命全權公使林權助及大韓帝國皇帝陛下の外務大臣臨時署理陸軍參將李址鎔は各相當の委任を受け左の條款を協定す

第二節 日韓議定書成る

日露の軍制の協約は、このみかゝる勅諭に、李根澤等の露國派の専横の末の政策は、露國派の専横は、

第一條 日韓兩帝國間に恒久不易の親交を保持し東洋の平和を確立する爲め大韓帝國政府は大日本帝國政府を確信し施政の改善に關し其忠告を容るゝ事

第二條 大日本帝國政府は大韓帝國の皇室を確實なる親誼を以て安全康寧ならしむる事

第三條 大日本帝國政府は大韓帝國の獨立及領土の保全を確實に保證する事

第四條 第三國の侵害に依り若は内亂の爲大韓帝國の安寧或は領土の保全に危険ある場合は大日本帝國政府は速に臨機必要の措置を取るべし而して大韓帝國政府は右大日本帝國政府の行動を容易ならしむる爲め十分便宜を與ふる事

大日本帝國政府は前項の目的を達する爲軍略上必要の地點を臨

機收用する事を得る事

第五條 兩國政府は相互の承認を経ずして後來本協約の趣意に違反すべき協約を第三國との間に訂結する事を得ざる事

第六條 本協約に關聯する未悉の細條は大日本帝國代表者と大韓帝國外部大臣との間に臨機協定する事

此協定書によつて韓國に於ける我地位は確定せり然れ共露國派を中心とせる雜輩は該議定書を以て韓國を亡ぼす者なりとなし李裕寅康悋大等をして李址鎔を彈劾せしめ更に權重爽の一派は樛負商を使嗾して李址鎔及び外部參書官具定喜の邸宅に放火し投彈せしむるに至れり而して韓皇亦是等雜輩の言に聽き議定書の發表を躊躇して未だ是を發表せしめず去れば林公使は韓廷に對し輦轂の下に於て斯る事變あるは畢竟日韓議定書に反對する李在華吉永洙李圭桓崔洛周等

露國派の
叢等防
害と皇
帝の躊躇

林公使の
殿議と巨
魁の捕縛

ありて日韓國交を害せんとするに因る速に嚴罰に付せずんば自ら別に手段あるべしと強硬に嚴談する處あり、爲めに是等の巨魁前後して捕縛せられ、漸く漢城の靜穩なるを見たり。

斯る間に京城に集まりし我軍は漸時北方に進み、三月上旬に至つては議定書の趣意によつて京義鐵道の速成に着手し、野津鎮武氏新たに軍事顧問として韓國に招聘せらるゝ等、我地位は漸く確定せんとするに至れり。

我地位漸く確定せんとす

在留邦人感極つて流涕鼓舞せり

誰か今日の盛観を期せんや

第三節 特派大使の往來

日韓關係漸く定まるや、我皇帝陛下は特に親交なる同情を韓廷に傳へんが爲め、樞密院議長伊藤侯爵をして渡韓せしめらる、伊藤大使は都築馨六氏以下の隨員を率い、三月十三日東京を發し、十七日仁川入港午後五時十分京城西大門停車場に下車せり、此日天氣快晴、幾萬の群衆萬歳を號呼して盛観未前と稱せらる、四十日前誰か今日の盛観を期せんや邦人歡極つて流涕鼓舞せり。

伊藤大使は隨員と共に十八日午後三時入關して公式の謁見を遂げ、二十日再び入關内謁見をなし、陛下の御下問に對して政治は緩急其度を心得て初めて美果を收め得べしと述べ、事の政治外交に亘る者は努めて言上を避けたり。

去れば大使の渡韓は何等かの重大案件を帯びたりとの危惧は茲に

陛下喜色あり

第一章 保護政治の初期

於て全く晴れ、陛下安堵頗る喜色あり、自ら金尺大綬章を授け、越へて二十日御暇乞の参内の節の如きは前例を破つて自ら大使と食卓を共にし、大使退出の際は是を階下に見送らせ給ふ、斯くて伊藤大使は韓民一般の豫想に反し、單純なる慰問の務を果し、廿六日京城を發し、歸國の途に着けり、侯は我國唯一の政治家なり、掩留十日果して何等の印象を其腦中に刻んで歸り來れるを、今にして尙不明なり、只侯は歸來人に次の如く語つて何等他意なかりしを示せり。

政治的意味なし

今回の渡韓は決して政治的意味なし、只至尊の御親書を齎らしたる迄なり、我陛下の御思召は能く韓皇の感受する所となり、深く我皇室の御厚誼を謝せられ、尙ほ兩國相親しみ誠意を以て終始せん事を宣せられたり、後來我皇室の誠意に背かれざる限り安心し得べしと信ず、陛下は亦不肖の余一已に對しても信任を表せられ、暫

寛容なる態度と其効果

時滞在の上韓國の爲めに盡力せよ、若し能はずば屢々渡韓して盡す所あれよ、更に何れも行ひ得ざる事情あれば卿の信任する者を顧問に推薦せよとの御信頼もあり、又韓國將來の改革如何に就ても御下問ありしも即答し難ければ一旦歸朝の上熟考し且つ當局者とも談合の上奉答すべしと述べたり。うひぐ

伊藤侯の寛容なる態度は却つて濟度し難き韓人をして日本の政策は恐るゝに足らずとの念を生せしめたるが如き形跡なきに非ずと雖も、慰問大使の任は十二分に盡されたるが、韓國皇室は右答禮大使として李址鎔を來朝せしめ、我皇室の深厚なる同情に對し敬意を表示せり

第四節 露韓國交の斷絶

露國派の
執拗と排
日陰謀

日韓關係既に定まりたるに係らず露國派の執拗にも、其排日運動を已めざりき、伊藤大使入京と共に京城を脱したる季學均、尙健等は仁川より米艦シンシナーチに便乗して上海に至り、當時尙ほ該地に滯留せるバツロフ公使に會し、排日陰謀の議を計れり、而して京城に潜伏せる吾永洙、李根澤等と相呼應し、盛んに流言蜚語を放つて苦肉なる挽回策を講じたるも、何等見るべきの反響なかりき、去れば日露開戦前に於て漢城政界の中心勢力なりし露國派は漸時凋落し、政權は李容翊、李根澤、吉永洙等の手を放れて名もなき玄暎運等の手に移れり、而して玄は何等功績材幹の認むべきあるに非ず、只伊藤大使渡韓の際に於て其幫間的手腕を發揮し、稍々伊藤侯に接近したる事及び開戦前我勢力の不振を極めたる當時に在りて、幾分か林公使の對韓廷策を助けたりと

名もなき
玄暎運と
我勢力の
伸張

宮中肅清

突如詔勅
の發布

の事によりて斯く政界の中心的勢力となりしに過ぎざりき、以て當時如何に我勢力が伸張せられたるかを推知し得べし。

五月上旬に入るや、韓廷は政務革振の第一前提として先づ宮中の肅清に着手せり、即ち從來宮廷に出入して盛に流言浮説を散布せる易卜巫女の徒は嚴に出入を禁ぜられ、曖昧なる内官亦多く罷免せられ、更に參内謁見の手續を改正して頗る嚴格となれり、斯くて十日に至るや韓皇は突如として各大臣大官を警しむるの詔勅を發せらる曰く

政府諸臣の職責に就ては、從來屢々戒飾せし處ありしも、因循姑息諸政緒に就かず、措施其當を失し、百事舉らず、政綱馳廢せり、朕不徳なりと雖も、卿等は如何にして國事を度外に置かんと欲するか、又朕の事を以て聞くに足らずとするか、思ふて此所に至れば憤慨に堪へざる也、方今國歩艱難、日一日より甚しく、奮發國を治め一刻も

忽にすべからざるなり、故に是に更に更に戒飾す、卿等深く反省する所ありて益々勵精克く其職に叶ひ悔ゆる事なかれ。

斯の如き痛烈なる詔勅に對しては、如何に無責任なる韓廷の諸臣と雖も、豈恐懼せざるを得んや、政務革新の機運は漸く起り來れり、當時日韓國の懸案たる三道漁業權問題、間島問題、京義鐵道布設權回收問題の如き重大案は是が爲めに其進捗を見るに至れり、而して十七日に至りては韓皇自ら議政府會議を召集し、露韓條約破棄を議せしめらる、抑々露韓國交の斷絶は既成の事實なりと雖も、當時駐露公使李範晉の如きは尙ほ露都に在り、露國政府亦其待遇を更めざる者あるのみならず、日露戰爭に對する韓國の地位は、或は局外中立を宣言する等の滑稽を演ずるあり、或は露國に善き第三國が韓國に於て事を起さんとするあり、爲めに韓皇は特に是を中外に宣言せんと欲し終に五月十九日次の如

痛烈なる詔勅

露韓條約破棄

韓國外局中立の滑稽

く發表せられたり。

勅 宣 書

一、既往露韓兩國間に締結せる條約と協定とは一並廢罷し全然施す無き事

一、露國臣民若くは會社に認許せし特許合同中今に至り尙ほ其期限内に在る者は、今より以後大韓政府見て以て妨げなしとする者に限り前の如く其認許を繼續享有せしむと雖も、豆滿江、鬱陵島、森林伐植特許に至りては、露國政府自ら經營を爲すのみならず、該特權の規定を遵行せずして、恣意に侵占的行爲を敢てしたるを以て、該特權を廢罷し全然施すなき事

是と同時に露都に在る韓國公使の召喚を命令するに至れり。

第五節 荒蕪地問題の失敗

韓國經營熱

漢城の形勢定るや、邦人の韓國に入る者急に増加し二月上旬より三月下旬に至る僅に二ヶ月に於て其數五千餘名を算せられたり、殊に鴨綠江に大捷を博し半島を擧げて我勢力圍に收めらるゝや當時日本内地に於て盛んに唱道せられたる韓國經營熱に促がされて渡來する者の數更に激増し、事業熱は急に高騰せり、當局者も亦夙に此點に着眼し密かに是に注目する所ありしが先づ平安、黄海、忠清、三道の沿岸漁業權を得んと欲し、韓廷に對して是を要求せり、然るに當時尙ほ韓國は日露戰爭の將來に關し疑惑を抱けるのみならず、政府部内に於ても參政趙秉式と内部大臣李容泰との衝突あり、爲めに容易に決定する所なかりしが、六月四日に至り漸く其調印を見るに至れり。

日露戰爭の勝敗の疑惑

漁業權問題

漁業權問題は斯くの如くにして圓滿に獲得せられたりと雖も、是に

荒蕪地問題

長森氏の献策

萩原代理公使の請求

次て起れる荒蕪地問題は端なくも半島上下の激論を喚起し、折角靜穩ならんとする韓國政界をして再び混亂せしむるの動機となれり、三十六年十二月清韓地方を漫遊視察して歸れる長森藤吉郎氏は韓國内に到る所に荒蕪地の放棄せられ居るを見、歸來當局者に對し是が開墾拓殖の方法を献策せり、當時在韓邦人の事業を要求する事頗る多かりし時なるを以て、小村外相は長森案に賛同し、終に駐韓公使に對し充分斡旋すべきを命ずるに至れり、依つて六月上旬我萩原代理公使は大要次の如き案を具し、韓廷に對し荒蕪地開墾の利權を得ん事を請求せり、是れ荒蕪地問題の端緒なりとす。

一、宮内府所有地、官有既開墾地及民有地を除く外、八道に散在する土地原野其他一切の荒蕪地の開墾整理改良拓殖等一切の經營を長森藤吉郎に委任する事

第五節 荒蕪地問題の失敗

前項の土地山林原野其他一切の荒蕪地は本契約成立後と雖も依然韓國政府の所有に屬する者とする事

二、經營に關する資本は一切長森藤吉郎に於て是を支辨釀出する事

三、前條所掲の經營を長森藤吉郎以外に何人にも許可せざる事

四、前掲土地を開墾整理改良したる時は長森藤吉郎は是に農作物樹木果物等を植ゑ付け、又牧畜漁獵を爲し其他有利に使用する權利を有する事

五、長森藤吉郎は前條の如く植ゑ付け又は有利に使用後滿五ヶ年を経過せば一般の土地に賦課する税額の二半以上を上納金として納むる事

六、經營の實行細目は本契約調印後六ヶ月以内に協定する事

七、本契約は經營完成後五十ヶ年間有效なる事

社稷の危
機にあり

排日派の
飛機

八、滿期に至り本契約を繼續せざる場合に於ては韓國政府は長森藤吉郎に對し既放資本及び是に對する利息を年率五分に積算して補償する事

該契約案の大體は右の如くなるが、此消息一度外部に漏るゝや、日本は荒蕪地を占領し殖民政策を實行して韓國の生業を奪はんとする者なり、社稷の危機に在りとの議論頗る盛なりしが、久しく不遇の地位に在る排日派之と結び、十三道に檄を飛ばし反抗大に努むる所ありき、而して各地方に於ても従來地方官に賂ひて實際開墾地なるに係らず之を荒蕪地として取扱はしめ、以て租税を免れつゝありし韓人は、一朝荒蕪地として没取せらるゝ時は、暴利の源泉に絶たるゝ事となるを以て極力中央の反抗運動に應援し、共に當局者を鞭撻して我要求を拒絶せしめんとし、今や十三道を舉げて反對の意氣頗る旺盛なるに至れ

十三道を

對擧げて反

り、是等の形勢を見たる韓國政府は最初之を承認せんとする意嚮を漏せるに係らず、終に其議を一變して六月三十日拒絶の回答を我に送り外部大臣李夏榮は自ら責を負ふて私邸に去れり。

我代理公使強硬

然れ共萩原代理公使は態度頗る強硬にして、我要求は斷じて是を容れざる可からずとなし、急迫頗る努めたれば韓廷の窮厄其極に達し、終に愚案を捻出し、急に掌禮院卿金宗漢、中樞院副議長李道宰及び安必中、洪中燮をして農鑛會社を組織せしめ七月十一日付を以て該會社に、荒蕪地開墾鑛山採掘の一切の權利を特許せり、然れ共是全く我要求拒絶の理由を作らんとする兒戯に過ぎざるを以て、我代理公使は斷じて其要求を捨てず、益其態度を強硬にして韓廷を追窮する事頗る急なり、是に於てか拒絶派は愈々其氣勢を高め、前議官宋秀晩は自ら保安會を組織して拒絶群の急先鋒となり、各地方より無頼の裸負商、天主教徒を京

兒戯に過ぎず

喧囂混亂名狀すべからず

我官憲の大英斷

城に嘯集し爲めに鐘路附近の喧囂混亂名狀すべからざるに至れり、是に於てか韓國官憲は彼等に解散を強制し、數次命令を傳へたるも彼等の集團は益々狂亂を極めて到底解散すべくも見えず、漸く我憲兵隊の吶喊につれ僅に四散せるも事態容易ならざる者あるを以て我官憲は終に大英斷を以て軍事警察を施行し、歩騎砲兵を城内各所に配置し嚴重なる警戒を加ふるに至れり。

此時林公使日本より歸韓し、韓帝の勅命を奉ぜる參政沈相薰、外務大臣李夏榮、憲兵司令官李址鎔の三重臣と會商して善後策を商辨せり、而して其結果にや御供院は廢止せられ、農鑛會社は消滅せるも長森案の結果に就いては何等決定せらるゝ所なく、全く暗中に葬り去られたり、荒蕪地問題は素より一私人の事業にして、其成否如何は必ずしも國家の體面に多くの關係あるなし、只該問題にして有利に解決せられたる

第一外交
的失敗

に於ては、邦人の利益は殆ど測り知る可からざる者ありて存せん然るに我當局者が初めは脱兎の勢を以て是を迫り中途事に遇ふて處女の態に終れるは如何漸く滅びんとしつゝありし排日熱は、亦も此問題によつて新に誘發せられたる事實の外何者を殘し得ざりしは戰時中を通じて第一の外交的失策とも稱すべし。

君側を退
けて密奏

第六節 日韓協約成る

荒蕪地問題に失敗せる我當局者は、何者をか得て其失敗を糊塗せざる可からず林公使は所謂轉禍成福の方針を採り八月十二日午後參内謁見し、君側の諸官を退け約二時間に亘り、顧問政治の確立庶政改革に關して詳細密奏せり、其内容大略次の如くなりしと傳へらる。

- 一、財政整理の爲めに財政監督として目賀田種太郎を招聘する事
- 二、財政整理の爲め日本より借款を爲す事
- 三、典圍局を廢し白銅貨の處分をなし貨幣制度を確立する事
- 四、日韓の幣制同盟を爲す事
- 五、韓政府の中央銀行を設立せしむる事
- 六、外部顧問として日本の推選する外人一名を招聘する事
- 七、對外交渉及び在外韓人の保護を日本政府に依頼するの日を俟つ

て在外韓國公使領事を召喚する事

△、在韓國各國公使を適當の時機に撤退せしむる事

△、軍制を改革する事

△、宮中の肅清を圖り巫女卜者雜輩の出入を嚴にする事

△、冗員淘汰と官紀の肅清を圖る事

△、教育制度を改革し實業を奨励する事

△、雇外人を次第に減少する事

右の中林公使が急中の急務なりとして特に韓皇に對し速かに採用決定せらるべきを奏請せるは軍制改革、財務顧問、外務顧問の招聘及び外交權委任の主任にありしと傳へらる。此奏請に接せる韓國皇帝は即夜直に沈相薰以下李址鎔、權重顯、李夏榮、朴齊純等の各大臣を招集し、奏請の旨を傳へて審議せしむ。各大臣徹宵熟議を凝らし、曉に至るも散會

各大臣の

各大臣徹宵熟議を凝らし、曉に至るも散會せず

第一次韓協約成る

せず十三日引續き首相邸に會合し審議の決果大體に於て該奏請を容るゝ事としたるも、外交權問題に關しては議到底纏らず、斯くて愈林公使に對し正式の交渉を開始し政務顧問、外部顧問招聘に就いては圓滿なる協定直ちに成り是が覺書を交換せるも、外交權問題に關しては林公使の最初の希望を貫徹する能はず、結局韓國の外交は是を帝國政府の指導の下に置く事とし終に二十二日夜是が調印を了し、九月五日是を發表せり、世に所謂「第一次日韓協約」なる者即ち是にして其全文次の如し。

一、韓國政府は日本政府の推薦する日本人一名を財務顧問として韓國政府に備聘し財務に關する事項は總て其意見を詢ひ施行すべし

一、韓國政府は日本政府の推薦する外國人一名を外交顧問として外

第一章 保護政治の初期
部に備聘し外交に關する要務は總て其意見を詢ひ施行すべし、
一韓國政府は外國との條約締結其他重要なる外交案件即ち外國人
に對する特權讓與若くは契約等の處理に關しては豫め日本政府
と協議すべし

軍制改革に關しては廿三日其詔勅を發し文武官十二名を新に軍制議
定官に任じ即夜軍制會議を開かしたるも議定官中數名を除く外は
多く口舌の政客なるを以て軍制に通ずる者なく宛然討論會に異らざ
るの觀を呈し爲めに實功を見る事難しと豫想せられたり。

第二章 顧問政治の進捗

第一節 顧問官の備聘

二十二日成立せる日韓協約の示せる財務顧問の權限能力に關しては、
更に詳細なる規定を要す依つて新に財務顧問として入韓せる大藏省
主税局長目賀田種太郎氏と韓皇の勅命を奉ぜる參政申箕善度支部大
臣閔泳綺及び外務大臣李夏榮との間に目賀田種太郎氏は韓國政府の
財政を整理監督し財政設備の審議起案の責に任じ韓國政府は一切の
財政事務は總て目賀田氏の同意を経て施行する等總て六條より成る
備聘契約書を作り十月十五日其調印を了し次て外部顧問としてスチ
ン氏を備聘し略々前記契約書と同様なる契約を締結するに至れ
り財務顧問設置に關する我當局の意嚮は内政百般の施設に對し財政

第二節 軍政と軍事警察

十月十三日韓國駐劄軍新司令官長谷川大將は參謀長落合少將と共に京城に入り十六日參内謁見せり是より先き前任者たる原口司令官は漢城政府の威令行はれず不逞の韓人か露軍を助けて我軍事行動を妨ぐる事多かりしを以て十月初旬終に咸鏡道一圓の地帯に對し軍政施行を宣言し大要左の如き軍政地域内の取締規定を發布せり。

- 一、軍事行動に妨げなき限り内外人の權利は保護す
- 一、軍政地域内に於て軍事行動を妨害したる者は軍律により處分す
- 一、軍政地域内に多數人員を集合する場合は豫め軍司令官の許可を経るを要す
- 一、許可なき外國人は軍政地域内に入出滞在するを許さず
- 一、軍政地域内にては次の條項を執行す

- 一、治安に妨害ある集會出版は禁止す
- 一、軍需品は場合により使用移動又は輸出を禁ずる事あり
- 一、銃器彈藥其他危險物を所有する時は検査又は押收を爲す
- 一、保安の必要ある時は該地域内より退去を命ずる事あり
- 一、軍事交通機關の安全を保つ爲めに必要なる責任を地方官民に負はす事
- 一、軍事行動に必要なる道路橋梁の修繕は地方官をして實施せしむる事

長谷川司令官の赴任するや當時韓國政府は一進會の政府攻撃につれ到る處に進歩改善現狀打破の諸團體現はれ、一進會の反對黨たる共進會すら尙ほ時流を追ふて政府攻撃の態度を採れるを以て非常手段を以ても是等を鎮壓せんと欲し盛んに迫害運動を繼續しつゝありき

臺閣の奸
臣を斬
殺すべし

無秩序無
警察遂に
血を見ら
るに至る

第二章 顧問政治の進捗

而して共進會が鐘路に街頭演說會を開き、政府の警務使及檢事等追捕へ來つて街上に是を亂打し進んで臺閣の奸臣を斬殺すべしとて頗る不穩の形勢を示すや、政府者は之に施すべき策を知らず幾度か勅書を發して其散會を命じ共進會長李備を初め羅浴錫、尹孝定等の首領を拘引せり、茲に至つて事態益々紛亂、官兵到る處に暴行を働き、共進會及び一部の一進會員等亦是に對抗し漢城は全く無秩序無警察の状態に陥り、到る處に血を流すの争鬪を見ざるなきに至り數大臣は終に三十一日其職を辭するに至れり是に於てか長谷川司令官は到底韓國政府の力を以てしては此混亂を救ふべからずとなし、三十八年一月四日斷乎として京城及其附近に對し我軍事警察を施行する旨を宣し、韓國警察に代つて保安警務を勵行せり、次て全羅道の一部にも是を施行し原口司令官の軍政施行と相俟つて更に一段の我威光を加へたり。

兵は國家
の元氣な

韓皇誓つ
て之を實
行せんと
約せらる

第三節 司令官と軍制改革

八月二十三日軍制改革の詔勅發せられ軍制議定官任命せらるゝや軍制改革問題は韓國政界の一重要問題となり、擴張論全廢論折衷論の三種に別れて盛んに論議せられたり、韓國當局者は尙ほ周圍の形勢を看取する事能はず、兵は國家の元氣なりとして是を縮少する事を好まざ、我公使は國力に副はざる兵備は畢竟國を破る者なるを説き、目賀田顧問亦財政の見地より其縮少を主張したるも尙ほ韓廷は容易に之を容れず、是が解決頗る困難なる時長谷川新司令官は京城に來れるなり、長谷川大將の赴任するや、長くも我陛下の御親書中には軍制改革に關しては長谷川大將を信頼し御下問ある様にとの意味ありしやに漏れ承る、去れば韓皇は一日長谷川大將を招致し軍制改革に關する意見を聽問せらるるや、大將は眞に陛下が軍政改革を希望せられ、誠實是を

第三節 司令官と軍制改革

軍部大臣
の訓示と
新軍制

四百萬餘
元の節略

實行せられんとするやを反問し陛下は誓つて三十日以内に是を實行すべきを約せらる。是に於て長谷川大將は詳かに改革意見を奏上して韓皇の反省を求めたり、如斯にして韓國軍制改革は漸く進行し終に四月十三日を以て軍部大臣の訓示及新軍制を發表したり其要次の如し。

京城に於ける軍隊は侍衛隊と稱し歩兵第一聯隊を編制す、此一聯隊は三個大隊より成り一個大隊の兵員を八百人に減少し此外工兵一個中隊騎兵一個中隊砲兵一個中隊を加へて是を組織す、從來の侍衛親衛各隊は全部一旦解散し其中より壯丁を更に選抜採用す、地方に於ては鎮衛歩兵八個大隊を編制し一個大隊は六百名とし是を水原、清州、大邱、光州、原州、黃州、平壤、北青の八ヶ所に屯營せしむ。

此改革により從來の兵數を約半減し隨つて國庫は四百萬元餘を節略し得て多大の餘裕を見るに至れり。

通信機關
の成績

通信機關
委託の要
請

結果して拒

第四節 通信機關依托と自由航行

韓國に於ける我通信機關は明治九年釜山に帝國郵便局を設置したるを最初とし、爾來仁川、元山、木浦、鎮南浦、郡山浦、馬山浦、京城、城津、平壤に郵便局を開き、釜山、仁川、京城、永登浦、龍山等に電信局を設け、獨り邦人のみならず一般公衆の通信をも掌りたるが、其設備優に韓國政府の通信機關を壓倒し其成績見るべき者ありき。

日露開戦後我軍事行動上の關係より韓國通信機關を我に委託せしむるの利益なるを感じたるのみならず、不完全なる韓國通信機關は寧ろ之を我手に收め是が改良發達を計るを以て韓國自身の利益なるを信じ林公使は終に三月十九日韓廷に對し通信機關委託の要請を爲すに至れり、由來韓國政府は其種類の何たるを問はず、事苟も我當局の要求とし云へば、直に之に應認したる實例殆ど是れある事なし、通信機關

直接韓皇に迫る

の委託に關しても直に之を拒絶したるのみならず、陰に排日派を煽動し國家の獨立を危くする者なりと稱せしめて極力之が反對策を進めたり、依て我林公使は諸大臣と交渉を重ねるも到底無益なるを見、直接韓皇に對し事理を盡して是が委任の利益なるを説き、漸く其承諾を得て參政審理權重顯との間に正式の交渉を重ね、四月一日通信機關委任取極書の調印を終るに至れり、然れ共韓國政府は當時閣員中の暗闘甚しく、加ふるに通信機關委任問題が痛く輿論の反對を招きつゝありしを以て是が發表を躊躇し、且つ機關の引繼を延引し容易に是が解決を見ざりしが、當時義和宮及我伏見宮殿下の來訪往禮あり兩國々交の深厚一段を加へたるに因り漸く一切の案件を結了するに至れり。

發表の時

自由航行權と韓人諜察の陰謀

而して通信機關委任問題と相前後して、我當局者は我船舶の韓國河川沿岸自由航行權獲得を要求したるが是又幾多の波瀾を経て漸く八

月十三日決定を見るを得たり、然れ共之等の關係は漸く靜穩ならんとしつゝありし韓國政界を再び波瀾の中に投じ、韓人得意の陰謀暗闘は又も復活せられて内閣の更迭動搖頗る頻々たるに至れり。

第五節 財政整理と幣制

何ぞ財政
あらんや
政あらん

由來半島には政治らしき政治なし、何ぞ財政らしき財政あらんや、故に財務顧問として目賀田氏の爲せる所、名は財政の整理にありしと雖も、實は財政の創設なりき。

幣制改革

大阪邊に
於ける貨
幣製造と
惡徳なる

目賀田氏は財政整理の第一着手として幣制改革を斷行せり、當時韓國内に行はるゝ貨幣は殆ど一定の標準なく各地典圓局に於て鑄造せらるゝもの、多くは皆量目を異にし品質を異にするを以て其流通區域亦自ら異り、官鑄の貨幣と雖も或る地方には流通せざるものあり、或は同一貨幣なりと雖も甲乙二地に於て流通價格に甚しき相違あるあり、加ふるに日本貨幣、清國貨幣、露國貨幣等亦流通し其複雜紊亂甚しきものありき、去れば之が濫造贋造の弊其極に達し我大阪邊に於て贋造せられたる韓國貨幣續々輸入せられ、甚しきは惡徳なる米國宣教師が不

米國宣教師

改革の基
礎成る

逞なる韓人と結托し教會内にて貨幣を贋造し是を市場に流通せしむるに至り、韓國には全く貨幣制度として見るべき者皆無の狀態に陥れり、依つて目賀田顧問は先づ各地典圓局を廢して貨幣の濫造を防ぎ、次て一月十九日勅令を以て貨幣條例施行に關する件を公表せしめて幣制改革の根本主義を確立せり、而して之を實行せんが爲めに該資金として第一銀行より三百萬圓を借り入れ、更に一月廿九日韓國々庫一般の業務を擔任せしめて韓國財政の中央機關たらしむる爲めに第一銀行と國庫金取扱委託の契約を結び是に銀行券發行權を附與するに至れり。

無智の韓

幣制改革の基礎如斯にして既に成れるを以て愈七月一日より京城仁川平壤群山鎮南浦の五ヶ所に於て新舊貨幣の交換を開始せり、然るに無智なる韓人は貨幣交換方法に對し多大の危懼の念を挾めるのみ

人危候の
念ハ扶む

非難不平
の聲

目賀田顧
問の激怒

ならず不逞なる韓人此間に處して實際所持額以上に交換請求をなし是によつて得たる交換権を賣買して投機を試むる者あり去れば經濟界の動搖甚しく中途事ありて一時交換を中止するや動搖其極に達し爲めに京城に於ける各種の商店多く門を閉して取引を中止する者が生じ非難不平の聲所在に起り各政派亦起りて當局の悪政を攻撃し是が救済策を強要するに至れり事態如斯急なるを以て度支部大臣閔泳喆は終に政黨の請願を容れ三百萬元を民間に貸し下ぐる事を承認し韓皇亦内帑三十萬元を下賜して之等の恐慌を救はんとす然れども是等は財務顧問たる目賀田氏に對し何等協議する所なくして決行せられんとする者なれば目賀田氏大に激怒し直に韓皇に對し權限侵害を不當とし貨幣制度改革の毫も誤らざるを上奏すると同時に參政大臣に對しても三百萬元貸下げの斷じて不可なるを進言し併せて三十萬

改革の一
手段

根本的改
革に着手

元内帑下賜をも抑留するに至れり然れども當時市場の形勢益非にして是が應急策なかるべからざる者あり爲めに目賀田氏は九月四日度支部令を以て共同倉庫會社章程を公布せしめ物品を倉庫に保管し金融の利便を圖り又輸入手續未完貨物に對しては保税倉庫の業務を開いて是が融通の途を講じ而して更に内帑金三十萬元中の半部は各銀行に貸下げ殘餘の半部は是を共同倉庫會社に貸下げて金融を圓滑ならしめ以て喧しかりし幣制改革の一段を終りぬ。

目賀田顧問は是に次いで官吏の増俸を斷行し以て誅求を一掃し官吏の不正を匡正せんとし更に進んで財政機關の根本的的改革に着手せり當時韓國財政は宮内府度支部及税關の獨立せる三箇の機關に分割せられ鼎立の態ありて毫も統一する事能はざりき去れば財務顧問は宮中府中の別を明かにし性質上度支部に移すべきものは努めて宮内

第二章 顧問政治の進捗

府所管より之に移し、亦度支部以外に全く獨立せる税關に就いては總
稅務司ブラオン氏を説き其滿期歸國の期に於て是を度支部の所管に
移す事とし、百方統一策に苦心したりき故に目賀田氏赴任以來韓國の
財政は漸く近世的形式内容を備ふるに至り、整理の事業着々成らんと
せり、然れども韓廷の大官連尙ほ事理を解せず、種々の惡策惡聲を弄し
て自ら自國の財政整理を妨げんとする者あり、爲めに財政整理の前途
尙ほ遠遠なりと云はざるべからず。

第六節 媾和と韓國の地位

日露戦争は終を告げんとして三十八年八月ボリツマスに媾和會議
開かる是より先き韓國には該會議に参加すべしとの夢を説く、
或は傍聴せんとする、
あり、李容翊の一派は運動金三萬金を醸出し、特に李沂を米國に送り、米國大統領及當時雲集せる列國新聞記者を
説いて獨立運動を試みんとし、布哇在留の韓人團又尹炳球を米國に特
派し獨立確保の遊説を行はしむるの、
會議は開かれたり八月十三日韓國問題は劈頭第一の議題に供せら
れぬ、當時米國新聞紙は一般に兩全權の間に交換せられたる韓國問題
に關する左の如くなり、と傳へたり。
ウキツテ全權曰く

露國は日本が韓國を領土となす事に對し何等の異議を申出でざる

べし、然れども如斯きは日本の爲めに採らず、若し日本にして此意あらば公々然之を領土とし帝王及人民の一切を日本の支配下に置くべし、然れども之と同時に日本は列國と利害を反するに至るを覺悟せざるべからず。

小村全權曰く

日本は韓國を領有する意志あるに非ず、日本は韓國に於て實業に關する地位を確かめんと欲するのみ、而して是と同時に日本は自國の自衛の爲め且つは韓國に對する友誼の爲め韓國の施政を改善し文化を發達せしむるに力を致さんとす。

斯くて翌十四日韓國問題は確定案となれるが、九月十六日發表せられたる媾和條約第二條は日露間の韓國に關し次の如く決定を與へ居れり。

露西亞帝國政府は日本國が韓國に於て政事上、軍事上及び經濟上の卓絶なる利益を有する事を承認し日本帝國政府が韓國に於て必要と認むる指導保護及び監理の措置を執るに當り之を阻碍し又は之に干渉せざる事を約す

韓國に於ける露西亞國々民は他の外國の臣民又は人民と同様に待遇せらるべし之を換言すれば最惠國の臣民又は人民と同一の地位に置かるべき者と知るべし

兩締約國は一切誤解の原因を避けんが爲め露韓間の國境に於て露西亞國又は韓國の領土安全を迫害する事あるべき何等の軍事的措置を執らざる事に同意す

而して八月十二日倫敦に於て調印せられ九月廿七日發表せられたる更新の日英同盟條約第三條に於ては日英間の韓國に對し次の如き

決定を與へ居れり。

日本國は韓國に於て政事上、軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て大不列顛國は日本國が該利益を擁護増進せんが爲め正當且必要を認むる指導監理及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す但該措置は常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざる事を要す

韓國に密接なる關係を有する英露既に韓國に於ける我優越なる地位を確認するに至れり而して米國も亦媾和條約成立に就て密接の關係あれば是亦韓國に於ける我地位の特殊なるを承認するに異議あるべき筈なし多年韓國に在りて特殊の勢力を有せるアーレン公使は日本政府の欣ばざるを知り終に之を召還するに至れり列國が我對韓地位の軍事的にも政治的にも經濟的にも確實に優越するを確認する事

日英同盟條約

英露既に然り

獨立確保の運動者

滑稽なる劇

漢城の風雲

如斯くなるに拘らず無智なる韓人は尙ほ是等の新形勢を解せず密に各國政府に對し獨立確保の運動を開始せんとし殊に米國政府に對する運動頗る盛んにして是が爲めに多年半島に在り政界擾亂の頭目たりしハーバート歸國し自ら奔走する所ありき而して英國政府より韓國政府に對し送れる日英同盟條約の通牒に接し英國政府は韓國の小なるが故に是を蔑視するか何ぞ暴なる英國政府は速に日英同盟を捨て韓英條約の正文により敦睦の誼を盡す所あれよとの滑稽なる警告を英國政府に與へ當時稀に見る國際的喜劇を演じたり韓國當事者にして尙ほ且つ斯くの如し況んや時勢に快からざる者及排日派は此の新形勢を見て益排日論を唱道す其氣勢頗る旺盛李容翊佛國に走り玄暎運京城を追はれて是亦外國に走る等所謂亡國の志士の往來頗る頻繁を極め漢城の風雲又もや轉た急なるものあるに似たり知らず果し

て何等の局面を展開し來るものぞ。

第三章 統監政治の初期

第一節 外交權の委任

媾和會議前後よりして伊藤侯爵渡韓の風説頻々喧傳せられ、我對韓策は之と同時に意外の發展を見るべしと期待せられぬ、而して風説は終に事實となり、伊藤侯遣韓大使に任ぜられ、十一月四日東京を發し渡韓の途につけり。

三十七年二月廿三日の日韓議定書によりて日本は韓國施政に干渉するの權を獲得し、韓國は是によつて明かに其自主權の一部を日本の爲めに放棄せり、而して更に同年八月廿二日の日韓協約第三條に於ては、其外交に關する日本の干渉を承認し、一層明確に韓國が完全なる獨立國に非ざる事を示せり、故に韓國は其形式に於ては尙ほ獨立國家た

風説は事實となり

實に於て日本に保護國

るを缺かずと雖も、實質に於ては既に日本の被保護國となり、日本は事實上韓國の保護權を設定し得たる也、日韓の關係既に如斯し、此上は只實質形式ともに相伴ふの保護權を設定し宗主國たるの地位を獲得せば事既に足る、是れ當時に於ける邦人一般の希望にして且つ日英同盟條約及びポーツマス條約等に於て一般關係列國の認めたる所なりとす。

豫定の方
針線上げ

翻て當時我國内の情勢を見るに、ポーツマス條約に對する非難の聲頗る高く、臺閣の不評其極に達し殆んど收拾すべからざる状態にありき、故に政府は特に其豫定の方針を線上げ急に韓國外交權を我手に收め以て國民の視線を避けんとするの策を設け、十月上旬急電を以て林公使を召喚するに至れり、斯くて林公使を交へたる閣議開かれ外交權委任に關する廟議全く決定するや、大命伊藤侯に下り再度渡韓する事

百説紛々
排日派の
絶叫

問答四時

となり、林公使亦八日急行歸任の途に着けり。

是より先き伊藤侯再來の報京城に傳はり、林公使急に歸朝を命ぜられたるを見たる韓人は、或は韓國の併合を説き或は外交權の獲得を傳へて百説紛々、排日派は盛んに亡國の機接近せり、外交權讓渡の日は即ち亡國の日なりと絶叫し、遺韓大使至らざるに既に早くも反對運動起り漢城の人心頗る恟々たりき。

斯かる裡に伊藤大使一行は入京せり、十日參内慶運宮に於て陛下に謁見して親書を捧呈し十五日再び謁見し韓皇の諮問に對し答奏する事正に四時間、詳かに韓國の現勢を説き日本の保護を離れて韓國に獨立なし、日本の羽翼の下を脱するは全く韓國を歴史の幕中に置くものなりと言明し、外交權委任の最良策なるを奏上せりと傳へらる、斯くて十七日三度參内し親しく御前會議に列席して韓廷諸大臣元老と意見

を上下し言を盡して外交權委任が日韓兩國の爲めに最も利益なるを説く然れども韓廷の諸臣多くは國家の體面に顧慮し此機に及んで尙ほ韓國の獨立を云爲して事容易に決せず此時全く日暮れて夜に入り宮廷の内外は日本軍隊によつて警戒益々嚴に倭城臺上に砲聲一發又一發暗を破つて漢城の宮に轟く韓皇漸く意を決し廷臣に日本の提議を容るべきを告げられ外相朴齊純、學相李完用等亦事茲に至つては外交權委任の已むなきを主張し終に彼我の意志一決するに至れり斯くて協約案文は作成せられ午前一時に至つて日韓新協約は我林公使と外部大臣朴齊純との間に調印を了したり第二次日韓協約と稱する者は即ち是にして全文次の如し。

日本國政府及び韓國政府は兩帝國を結合する利害共通の主義を鞏固ならしめむ事を欲し韓國の富強の實を認むる時に至る迄此目的

砲聲一發又韓皇漸く意發

第二次日韓協約

を以て左の條款を約定せり

第一條 日本國政府は東京外務省に由り今後韓國の外國に對する關係及び事務を監理指揮すべく日本國の外交代表者及領事は外國に於ける韓國の臣民及利益を保護すべし

第二條 日本國政府は韓國と他國との間に現存する條約の實行を全ふするの任に當り韓國政府は今後日本國政府の仲介に由らずして國際的性質を有する何等の約條若しくは約束をなさざる事を約す

第三條 日本國政府は其代表者として韓國皇帝陛下の闕下に一名の統監(レジデントゼネラル)を置く統監は専ら外交に關する事項を管理する爲め京城に駐在し親しく韓國皇帝陛下に内謁するの權利を有す日本國政府は又韓國の各開港場及び其他日本國政府

第一節 外交權の委任

の必要と認むる地に理事官(レジデント)を置くの権利を有す理事官は統監の指揮の下に従來在韓國日本領事に屬したる一切の職權を執行し並に本協約の條款を完全に實行する爲め必要とすべき一切の事務を掌理すべし

第四條 日本國と韓國との間に現存する條約及び約束は本協約の條款に牴觸せざる限り總て其效力を繼續するものとす

第五條 日本國政府は韓國皇室の安寧と尊嚴を維持する事を保證す

完全なる
宗主權

當夜は我警戒頗る嚴重なりしを以て、氣勢高かりし反對派も何等の策を施す餘地なく、僅に學部大臣李完用の邸宅に放火せるのみにして平穩の裡に完全なる宗主權を獲得するに至れり。

然れども韓人の多くは是を以て亡國に導く者なりとなし、二十一日

軍人憲兵
の往來織
るが如し

反對の上
疏

一進會が協約賛成の決議をなしたるを除きては、皆是れ當局を非難し舉りて協約に反對せざる者なし、動搖の兆日を逐ふて顯著ならんとし我警戒愈々嚴に漢城の街上軍隊憲兵の往來織るが如くなりき、二十七日に至りては前議政にして現に特進官たる趙秉式入京し協約反對の上疏をなすや、鐘路の商賈一齊に店を閉ちて哀意を致し形勢頗る不穩なるに至れり、此時又も前學部大臣たりし待從武官長閔泳煥經理院卿沈相薰等閣下に伏して反對を上疏し頑として動かさず、宮廷内外頗る混亂を極め反對派の氣勢益々揚りたるも我軍隊の嚴重なる警戒は辛じて事なきを得たり。

形勢は斯くの如くなるを以て伊藤大使は二十七日京仁間の新聞記者を大觀亭に集め、新協約の趣旨を説明し日本の態度の公正にして毫も私心のあるなきを反覆し、漸く彼等の諒解を得て二十九日終に京城

自稱慷慨
家の憤慨

憤死相踵
いて起る

李完用飛
躍の礎地

第三章 統監政治の初期
を去れり去れども韓國の自稱慷慨家は憤懣措く能はず生きて亡國の
悲運を見るに堪えずと稱し、參贊李相窩は三十日自ら石に頭を打ちて
死を謀り、閔泳煥も同日李完植の邸に入りて自殺し、越へて十二月一日
趙秉式亦自ら鴉片を呑ひて絶命し、其他全國各地に互りて悲痛の死を
致す者續々相踵ぎ、外交權委任の終幕に悲惨なる一齣を加へぬ。
當時韓國政府に在りては十二月一日參政朴齊純日本公使館よりの
歸途暴徒に狙撃せられて入院し、學部大臣李完用議政署理大臣に任せ
られ後來飛躍の礎地を作れり。

伊藤公統
監に任ぜ
らる

列國公使
の撤退

第二節 統監府の開廳

十二月二十日我政府は統監府及理事廳官制を公布し、二十一日伊藤
公韓國統監に任せられたり、三十九年一月十五日完順君李載完奉聘大
使として來朝し、而して新たに任命せられたる鶴原總務長官、木内農商
工務總長、岡警務總長等統監府員續々渡韓し、二月一日終に統監府假開
廳式を京城に擧げたり、是より先き協約締結と同時に列國使臣の漢城
に駐在するの要なきに至れるを以て、英國公使ベルダン氏先づ去り列
國公使亦續々本國に引上げ、三十七年末日迄には一切其撤退を見たり、
而して統監府官制既に成り、二月一日より其開廳執務せらるべきを以
て、我駐韓公使館亦其要なきに至り、一月三十一日を以て公使館を閉鎖
せり。

新に統監に任せられたる伊藤公は二月二十日東京を發し二十八日

第二節 統監府の開廳

儀容堂々
韓城に入る

氣宇半島
然るに宛
王たる副

第三章 統監政治の初期

馬關より軍艦和泉に乗じ仁川に入港し三月二日儀容堂々韓城に入れり而して九日參内謁見し就任の挨拶をなし併せて一時間に亘りて内政改善の意見を奏上し十五日に至りては統監官邸に韓廷大臣を招きて就任を披露し一場の指導演説を試み既に氣宇半島を壓するの概ありき實にや統監は半島の副王なり其權限の重なるもの凡そ次の如し。

一統監は韓國に於て帝國政府を代表し帝國駐劄外國代表者を經由する者を除く外國に於ける外國領事館及び外國人に關する事務を統轄し併せて韓國の施政事務にして外國人に關係ある者を監督す

統監は條約に基き韓國に於て帝國官憲及び公署の施行すべき諸般の政務を監督し其他從來の帝國官憲に屬したる一切の監督事務を施行す

一統監は韓國の安寧を保持する爲め必要と認むる時は韓國守備軍の司令官に對し兵力の使用を命ずる事を得

一韓國の施政事務にして條約に基き義務の履行の爲必要な者は統監に於て韓國政府に移牒して其執行を求むべし但し急施を要する場合に於ては直に韓國地方官憲に移牒し之を執行せしめ後之を韓國政府に通報すべし

一統監は帝國官吏其他にして韓國政府の備聘に係る者を監督す

一統監は統監府令を發し之に禁錮一年以下又は罰金貳百圓以内の罰則を附する事を得

一統監は所轄官廳の命令又は處分にして條約若くは法令に違ひ公益を害し又は權利を犯すものありと認むる時は其命令又は處分を停止し又は取消す事を得

第二節 統監府の開廳

第三章 統監政治の初期

一、統監は諸部の官吏を統督し奏任官の進退は内閣總理大臣を経て是を上奏し判任官以下の進退は之を専行す

伊藤統監は斯くの如き廣汎なる權限を以て韓國々政指導監督の任に當り先づ從來の邦人顧問參與官等の制度を繼續して庶政改革の任に當らしめ、進んで益々是を擴張し韓國政府の各部に顧問補佐官參與官技師等を多數配置せり、是に於てか統監政治の基礎漸く成りしを以て伊藤統監は四月長谷川大將と相前後して賜暇歸朝せり。

第三節 暴徒と宮中肅清

伊藤統監長谷川大將等相次いで歸朝し京城は全く我代表的頭目を缺けり、新協約に對する不平、新政治に對する不邁の念は此機會に於て勃發し、忠清南道洪州城を中心として各地に騷亂を見るに至れり、忠清南道は古來地方兩班の淵叢を以て稱せられ、排日思想最も盛んなりしが、閔宗植一度起つて各地の排日派に氣脈を通じ、中央に於ける政治的陰謀團と相呼應し、五月十七日藍浦郡衙を襲ふや、所在響應し終に洪州城を占領し、是に據つて其の勢力益々大を致せり、而して是と同時に崔益鉉、林炳瓚等亦別に儒生を率いて起ち、兩々相呼應して勢頗る猖獗を極め、各地亦是に同じて小暴動を起すに至れり、依つて我當局者は直ちに討伐隊を派遣し頗る猛烈なる方法を以て終に是を鎮定し得たるが、這般の暴動は蓋し統監政治施行以來最初の者にして我威信にも關す

第三節 暴徒と宮中肅清

密奏一時
間

第三章 統監政治の初期

る所大なりしかば首魁を捕へて嚴刑に處し大に我威武を示せり。

五月伊藤統監漢城に歸るや密に鶴原總務長官丸山警務顧問に密旨を傳へ兩氏の手にて依て何事をか密に調査を進めつゝありしが七月上旬參内謁見し、竟に宮中肅清の要を密奏する事一時間餘に互り漸く韓皇の嘉納を得るや、直に丸山顧問に命じ日本警察官を宮廷各門に配置せしめ、宮廷の出入者を嚴に警戒せしむるに至れり、此の如き突飛なる變革は韓廷諸臣の夢想だもせざる所なりしを以て、驚駭危懼措く能はず、種々なる流言蜚語忽ち喧傳せられて宮廷の内外頗る動搖せしも、次いて宮禁令發せられ門票の制布かれて挾雜奸細の輩の出入を禁ぜられ、宮殿宮門の警衛亦我官憲によつて忠實に行はるゝに及んで初めて疑念解け物議漸く鎮るに至れり。

宮中の風

由來韓國には宮中府中の別全く混淆し宮廷は術客巫女の徒の淵藪

氣始めて
肅然

韓皇は宛
として宛
務長の態
あり

骸骨累々
鬼氣を
襲ふ

となり陰謀惡策悉く此處より起らざるなし、而して宮廷肅清の事は從來屢々行れたりと雖も、日を経るに及んで又も其舊態に復し、近來益々甚しからんとするに至れり、去れば統監は此點に着目し終に皇宮警察權を我に收め、宮禁令、宮内府官制を發布し、帝室財産處理の方法を講じて是を整理し、漸く宮中の風紀肅然たるに至り、傳ふる所によれば當時韓皇は恒に密偵百餘名を使役し、統監以下日本官憲の行動往復は細大是を漏さず詳細之を報告せしめ宛然として警務長の態ありき而も一度宮禁令により是等の雜輩の出入禁止せらるゝや更に皇帝は一種の暗號方法を案出し、以て宮廷内外の連絡を通ずるに努めさせられ、警務探偵に關して卓絶せる能力を示させられたりと云ふ、而して伊藤統監一度宮中肅清を斷行し、諸制度を改革すると同時に宮中に大清潔法を行はしめたるに、宮殿の床下より骸骨累々鬼氣人を襲ひ眞に伏魔殿

第三節 暴徒と宮中肅清

の名にそむかざる者ありしと傳へらる。

要するに暴徒討伐は韓人をして我統監府の威力に畏服せしめ、宮中肅清の斷行は半島陰謀の根源を絶ちたるのみならず、政務革新の端緒をなせるものにして、共に統監政治初期に於ける成功せる二大件なりとす。

成功せる
二大件

第四節 統監府の治績

宮中肅清に成功せる伊藤統監は是より進んで庶政の改善産業の發達に努めぬ。

庶務弛廢
の原因

韓國庶政の弛廢を見たるの原因は多しと雖も警察制度の完備せずして殆ど無秩序の状態に在りしに職由する者多し、況んや今や統監政治成り八道に亘りて新政治の恩澤を布かんとせば先づ警察制度を改良整理し以て韓民の生命財産の確保を期するを要務とす、此故に伊藤統監は丸山顧問に命じて警務擴張の計劃を立てしめ、組織を改め警察官吏を増加し、更に進んで四十二年二月に至り韓國政府と交渉し終に日韓兩警察機關の共助方法を講じ七月に至りては全く是を合一し邦人を韓國警察官に採用せしむるに至れり。

地方財政
の監督

警察機關
の共助

財政整理は目賀田氏によりて着々進捗しつゝあり、目賀田氏は中央

に於ける財政機關の改良略々成るや、更に其革新の手を地方に延ばし、財政顧問本部の外に全國に亘りて五ヶ所の顧問監部、十三ヶ所の顧問支部及び六十九ヶ所の分廳を設け、新たに邦人四百餘名を擧げて是等の機關に配置せり、斯くて地方財政の監督方法漸く成るや、更に韓國豫算形式の整理改善に努め、三十九年四月會計検査局を設けぬ、從來韓國には豫算ありしも決算の形式全く是れ無く、隨て検査監督の方法を缺きたるを以て豫算執行に當りては恒に不正事件の伴はざるなかりき、検査局設置は全く此缺陷を補はんとするものにして、爲めに韓國の財政は茲に完全なる形式を有するに至れり、租税制度に關しては從來韓國政府の歳入の大部分は租税收入にして恒に其九割内外を占めたり、韓國財政に於ける租税の地位如斯く重大なる者あるに關せず、地稅、關稅、戶稅、驛賭稅、屯稅、漁稅、鹽稅、蕘稅、船稅等何れも其稅制不完全極まる者

會計検査局

稅制紊亂の一般

にして稅額の査定殆んど何等の標準なく、而も其間に於て官吏の不正殆ど公然行はれ、脱稅、免稅等の醜聞常に絶えず、而かも一方に於ては誅求甚しき者あり、租稅收入の八割を占むる地租の如きも土地臺帳の整備せる者なく、多く官吏の私心を以て是が徵收をなしつゝあり、以て稅制紊亂の一般は推し得べし、統監府設置以來、目賀田顧問は伊藤統監の旨を受け急劇に是が革新を實行するは反て人心を攪亂し、收入を阻害する虞あるを以て、先づ徵稅制度を改良し、不法徵收を禁遏し、漸時稅制の整理を行はんとする方針を採り、着々稅制の改良整理に歩を進めたり、去れば其實行着々現はれ來り、各種の租稅收入は年々増加をなし、殊に宮内府所屬の稅源を度支部に收めたるを以て歳入は年と共に益々増加せり。

稅制整理

斯くて徵稅制度の改革漸く成るや、進んで稅制整理の根本に着手し

財源調査所及び其出張所を全国各地に設け、税制の改廢改善に資する所あらしめたり。

産業奨励

産業奨励は半島の貧弱民に與ふる唯一の靈藥なり、統監府は三十九年四月水原に統監府勸業模範場を設け、耕地整理、稻作試験、肥料試験、畑作試験、養蠶試験等を実施して韓民に農事改良を促し、更に棉花栽培事業を盛ならしめ、韓國の特産物の増加を圖らんとし、棉花採種園を設け、其他未墾地利用法を設けて、荒蕪地の開墾改良に便ならしめ、或は人參事業の奨励を圖り、或は荒廢せる營林事業を興して、殖産興業の方途を講じたり、而して三十九年十月十九日に於ては韓國政府に迫つて鴨綠江豆滿江沿岸森林共同約款を結び、兩國人の爲めに該地方に於ける森林經營の途を開くに至れり。

公共事業

公共事業に在りては從來韓國政府の全く放棄して顧みざりし所、去

治績と世評

れば當時殆ど見るべき者なかりき、依つて統監府は産業及び人文發達上より見て、道路の改修、水道の布設を急務なりとし、三十九年三月起、業資金債成立するや、其一部を割いて重要道路改修費に宛て、先づ百五十萬圓を投じて、全國各首要の都府間延長百三十二里の道路工事を開始し、更に水道に關しても、事業資金の一部を割いて、水道局を設け、仁川、釜山、平壤に水道工事を起せり。

鐵道は從來京釜、京仁線、馬山線、京義線に別れたるも、全部を統監府鐵道管理局の管轄内に移し、是が建設改良に努め、殊に京義、馬山の軍用線は一切是を改築して、他との連絡を完全にし、交通機關の完備に努めたり。

統監政治初期に於ける治績の大體は右の如くにして、更に在韓邦人に對する施設も稍々見るべき者あり、大體に於て其效果は之を承認せ

ざるべからず、只其餘りに形式の改良、外容の整備に努めたる結果往々にして實質の之に伴はざる者、實效の認むべき者なき者あり、是が爲めに却て後日統監政治の効果を疑ふ者を生じたるは或は缺點失策とも稱すべき乎。

暗黒面の
浮漏

利権問題
とは何乎

第五節 利権問題の裏面(一)

戦捷の餘威と新政治の餘光を藉り、我官憲漸く得意の色ありて互に功名を争ひ内部の暗闘醜聞漸時外間に漏れんとす、我公使館時代の末期より統監政治の初期に亘りて、是等の暗黒面を遺憾なく説明せる者を、彼の押川方義、巖本善次氏に係る利権無効問題なりとなす。

利権問題の根源は遠く三十七年末に發し、事は李逸植に起れり、李逸植又の名を李世植と呼び頗る狡智に富み、露國派の策士として一時帝寵を一身に集め全盛を極めたりき、然れども開戦と共に露國派の勢力日に失墜し、彼亦漸く不遇の地に陥るや、三十七年末彼の知人なる邦人守部某なる者に對し、日本側との調停を依頼せり、守部は之を何等か事實に示し以て日本黨踏依の實を示さざれば調停困難なるを告げたるに、李逸植は直に韓皇を説き利権三件を得て是を守部に示し、守部は是

韓皇より
利権獲得

を押川方義巖本善次兩氏に紹介し且つ李逸植の有せる利権三件を提
供せり是に於て押川、巖本兩氏は更に李逸植を説き更に彼をして三十
八年一月九日及び二十九日に於て二十件の利権を得せしめ總て二十
三件の利権を正式に韓皇より獲得するに至れり。

利権問題として幾多の波瀾を起せる事件の發端は是にして其内容
次の如し

- 一、 沿海岸堤防作沓事
- 二、 沿江岸堤防作沓事
- 三、 作地養魚事
- 四、 温泉改築事
- 五、 冷泉改築事
- 六、 舊牧場再興事

- 七、 驛屯土賭租釐正事
- 八、 宮内府所屬各司收稅中飽釐正事
- 九、 票古改造販賣事
- 十、 烟草製造販賣事
- 十一、 沿海埋築事
- 十二、 烟草増植事
- 十三、 鹽田増設事
- 十四、 砂糖製造事
- 十五、 酒類改造事
- 十六、 樟腦製造事
- 十七、 温泉改築事
- 十八、 水坪作苗事

十九、早坪作苗事

二十、沿海邊擇定船渠事

廿一、砂糖販賣事

廿二、樟腦販賣事

廿三、擇定勸農事

李逸植は當時殆ど自暴自棄に陥れる韓皇を巧みに説き、終に前記の如く殆ど韓國主要なる利權を擧げて押川巖本兩氏に契約せしむるに至れり、而して該契約の内容に就いて聞くに、事業着手期限を三十八年七月三十日と限り、兩氏は該期限前に三百萬圓を韓國皇帝に贈り、更に事業着手毎に一事業に對し多大の金を韓皇に納付する事に決定せられたり、我當局者が荒蕪地問題に百方苦辛し、稀有の騷擾を惹起して尙且つ成功し得ざりしに係らず、韓國の利權の大多數を擧げて渺たる一

一人の私得

私人の掌裡に獲得したるは、一見極めて奇怪の如くなるも、由來韓廷の事は常識を以て判断すべからざるのみならず、堂々たる正面攻撃よりも寧ろ内面よりする一巧言却つて成功する事多きを常例とするを以て、這般の事毫も不思議とするに足らず。

驚駭の林公使

然るに此事一度外間に漏るゝや、林公使の驚駭其極に達し、斯くては自家の面目を汚損せらるゝ事大なるを以て、終に該利權契約は日韓協約の正條に抵觸する者なりとして其無効を宣言するに至れり、而して其理由とする所は韓廷をして協約を固守せしめんと欲せば我亦協約を確守せざるべからず、若し該利權契約を看過せば他日韓國をして乗せしむるの理由を與ふるの恐れありと云ふに在り、然れども當時少しく事情に通ずる者は等しく林公使が自己の無能を包まんが爲めに協約正文を云爲し折角得たる邦人の利權を消滅せしめたる狄量を嗤は

無意味なる
造と玉璽
偽告

親日派の
頭領宋秉
峻

ざる者なかりき、故に該問題漸く世論に上るや、林公使は韓廷を要して極めて曖昧なる無効宣言をなさしめ、且つ事件の解決を與へんが爲に李逸植に玉璽偽造の罪を以て問ふに至れり、吾人の聞く所によれば李逸植は玉璽を偽造せるに非ず、正式に皇帝自身が契約せられたるも、既に日韓兩國當局者に於て該契約の無効を宣言し、皇帝亦斯る契約をなせる事なしとの詔勅を發せらるゝ以上は、何等か方法を設けて世人の注目せる此重大問題の解決を與へざるべからず、玉璽偽造罪なる者は即ち此事情に餘議なくせられて案出せられたる方法なりとす、斯くて李逸植を逮捕せんとし、百方手を盡して之を搜索するも、所在全く不明、我林公使以下の官憲が全力を擧げての奔走も將に無効に終らんとす、茲に於て終に當時親日派の頭領たる宋秉峻に對し李逸植搜索を依頼し、其部下の力に依つて僅かに佛國教會堂に李逸植を捕ふる事を得た

張本人流
刑

り、李逸植は直ちに韓國官憲の手に移され、豫ねて仕組まれたる如く玉璽偽造事件の張本人として終に濟州島十年の流刑を宣せられ、韓皇の免刑内諭ありしも結局無効に終り、日ならずして京城に送り出されんとす。

第六節 利権問題の裏面(二)

窮鳥懐に入る

是れ任侠の士

自邸に隠匿

一夜宋秉峻は尹用炳、大明軾等と清華亭に飲む、將に一醉陶然たらんとする時、突如として李逸植は其室に闖入し來れり、彼は近く濟州島に送られんとしたるも、僅かに身を以て警護を脱出し窮鳥となつて今や宋秉峻の懐に入れる也、李逸植は其捕はれたるは宋秉峻の爲なるを知ると雖も現下の事情に於ては彼を救ふ者僅に宋秉峻あるのみ、況や宋は固是れ任侠の士なるを知悉するが故に、自ら窮鳥となり宋の懐に入る者、李亦智人なる哉、宋は嘗て半島政治家として推賞すべき者、李完用、李逸植の二人有るのみと稱したる事あり、李逸植の自ら用ゆべきの才幹たるを知るが故に是を救はんと欲し終に自邸に彼を隠匿するに至れり、李逸植脱走の報に接したる我官憲は再び躍起となつて其所在を索むるも更に判明せず、丸山顧問は再び宋秉峻に對して李の搜索を

宋秉峻亦捕はる

一進會の動搖

丸山顧問聽かす

依囑するの滑稽を演じたるが、我官憲の探偵頗る嚴重なる者あり、爲めに宋秉峻も永く是を隠匿するの非なるを察し、終に李に對し自ら濟州島に赴き刑に服すべきを諭し、夜陰に乘じ密かに宋の邸宅を退かしめたり、然るに李は未だ濟州島に至らず中途太原に於て我官憲の爲めに捕へらるゝや、脱出後宋邸に隠れたる事發覺し、三十九年八月二十三日宋秉峻亦罪人隠匿罪を以て拘引せらるゝに至れり。
宋秉峻は當時一進會の評議員長として陰然たる親日派の頭目たりき、去れば其勢力頗る偉大にして一朝其拘引せらるゝを見るや、一進會員の過激派は日本官憲の頼むべからざるを論じて直ちに反抗せんとする者あり、會内多少動搖の兆を呈するに至れり、去れば我統監府高官にして其赦免を主張する者多數ありしに拘らず、丸山顧問として聽かず、尙是を抑留して其罪狀を匡さんとす、聞く所によれば當時韓國警

暗闘激甚

務機關は統監府警務部、韓國警務部及び憲兵隊の三部に鼎立し互に反目軋轢して功名を争ひ権限を戦はしつゝあり、就中韓國警務部と憲兵隊との反目尤も甚しく、爲めに警務顧問丸山氏と小山憲兵司令官の暗闘最激甚を極め醜陋の極を盡しつゝありき、去れば丸山顧問は豫ねて我陸軍と關係深き宋秉峻を捕へ、是をして小山少佐の醜聞を吐かしめんとしたるも宋秉峻頑固にして一言も云ふ所なかりしかば、丸山顧問遂に意を決し幾多の勸告を排して宋秉峻を抑留し放免する所なかりしと云ふ。

一進會の危機

當時一進會は軍隊との關係以前の如くならず、加ふるに孫秉熙日本より歸りて、一進會に入れる天道教徒は凡て是を破門し、自強會青年會と相呼應して盛んに一進會の破壊策を講じつゝあり、而かも會の内部に於ても財政難漸く迫り來り宋秉峻亦未だ獄より歸らず、今や會運將

救主顯は

宋秉峻出獄

に危からんとするに至れり、此時敢然一進會に入つて同會顧問となり、危からんとする會運を双肩に擔へ、且つ宋秉峻を獄中より救ひたる者を内田良平氏となす、内田氏は夙に一進會の頼む可きを知り、身統監府囑託たるの地位にあるに係らず、恒に同會の志士と相往來し、韓國の將來に關し深く盟する所ありしが、今や機至れりとして李容九以下同會役員の推選を受け、終に三十九年十月十四日同會顧問たるを承諾就任せり、而して先づ鶴原總務長官、木内農商工務總長等に對し宋釋放の運動を開始し、次て伊藤統監に對しても事情を盡して宋赦免の利益なるを説き、終に十月二十日僅に笞八十の輕罰を受け出獄せしむるに至れり、而して是より先李逸植は濟州島に刑せられて喧しかりし利權問題は全く終りを告げたり、李逸植參政に書を送りて曰く、玉璽偽造の事冤の甚しき者にして余は唯韓皇の聖旨を奉じて利權契約の仲介をなし

府仰天地
に恥ぢず

たる事俯仰天地に驕るに足る、各大臣こそ却つて聖旨を矯むる者なれ
と、半島は終に陰謀の府暗闘の場たるを免れざる也。

一進會と
の誓約

第七節 皇帝廢立の陰謀

初め内田良平氏が一進會の顧問たらんとする時、内田氏は一進會の
財政難及び宋を獄裡より救ふ事を約し、李容九は一進會を擧げて日韓
合邦の事に盡さしむべきを誓ひたり、依つて宋秉峻が十月二十日獄を
出づるや直ちに李容九、内田良平氏と共に日韓合邦を密議す、其大體の
内容次の如くなりしと稱せらる。

- 一、現皇を廢し新皇を立て宮内府を司らしむる事
- 一、大政を日本に委任せしむる事
- 一、軍隊を存續して宮内府に屬せしめ宮内府經費をして餘裕なから
しむると同時に不平の徒を軍隊に集め地方に四散せしめざる事
- 一、顧問を廢止する事
- 一、免租徭役の事

而して是が實行法としては、一進會員數萬を漢城に集め、宮廷に迫りて廢立を斷行せんとするを以て、統監府は宜しく此間に處して大政を委任せしむべしと云ふに在り。

十一月三十日伊藤統監は政務奏上と避寒を兼ねて漢城を去り歸朝の途に着かんとする前三日、即ち廿八日に於て宋秉峻統監邸に伊藤公を訪ひ、其不在中を以て皇帝を廢立し議政府をして大政委任を決議せしめんとす、依つて一進會の暴動に對しては軍隊警察共に傍觀の態度を採らしめられん事を乞ひ、廢立陰謀の手段順序を詳説し併せて統監の黙許を迫り、且つ參政朴齊純亦此計劃に參與し、一舉にして内外相呼應するの策成れるを告ぐるに至れり、伊藤統監は事の意外に進行せるに驚き、直に朴齊純を呼んで果して事實なるやを問ふに、朴齊純亦現下の時勢は大政委任を利益なりと信じ、該計劃を實行せんとする決意を

示せり、然れ共漸進主義を金科玉條とせる伊藤公は、直に該計劃を認許するの勇なく、朴齊純、宋秉峻の二人に於て尙ほ熟慮すべしと告げたるのみにして亦他を言はず、三十日將に西大門を發車せんとする時僅かに長谷川大將に對し、予が不在中一進會事端を啓かんとするを以て宜しく事を處すべしとの簡單なる數語を残し、火車に乗して終に仁川に去れり、即ち統監と軍司令官の間には、何等皇帝廢立の陰謀に關し打合せられたる所なく、隨つて長谷川軍司令官は該計劃の如何に就いては毫も知る所なかりき。

然るに朴齊純は一度伊藤統監が該計劃に容易に賛同せざる態度を見るや忽ち變心して態度を一變し、急遽長谷川軍司令官の下に走つて宋秉峻の陰謀を密告し併せて宋を誣ゆるに至り、該計劃は漸く潰滅に歸せんとせり、然れども宋秉峻尙ほ朴の變心を知らず、十二月五日大將

長谷川大
將の大喝

を大觀亭に訪ふて今回の陰謀を漏し、朴齊純と内外相應して事を決せんとするを告ぐるや大將烈火の如く憤怒し、吾を三浦に擬せんとするやと大喝して其議を斥け、終に一進會一派の廢立陰謀は殆ど遂行の見込なきに至りぬ。

然れども一進會は當時の狀勢に鑑み其計劃を放棄する能はず、當時韓廷の陰謀家たる李根澤は統監歸朝前其職を罷めしめられたりと雖も、朴齊純變心して其態度を一變し排日派たる自強會青年會等より續々官吏を登庸し、李根澤亦軍司令官と統監と相善からざるに乘じ、盛んに軍司令官の官邸に出入して長谷川大將を煽動するあり、爲めに漢城の政局既に暗流横溢し、而も一進會の財政難益々加はり、動もすれば政黨に乘せられむとする者あり、於是乎一進會の領袖は更に其手を我帝都に延ばし、山縣系に接近して以て其所志を貫徹せんとするに至れり。

暗流横溢

一進會の
黒幕

而して一進會の裏に匿れて能く是を操縦し武斷派との接近を計れるは杉山茂丸氏なりと傳へらる。

第八節 武斷派と一進會

日本に於ける一進會の活躍

伊藤統監の温和主義と朴齊純の變節の爲めに一進會の劃せる大政委任の陰謀は全く望みなきに至りぬ、加ふるに統監と軍司令官との間、意志全く疏通せざりしを以て、我當局者の壓迫亦漸く加はり、到底漢城に於て事を謀るも成功の見込なきに至る、是に於てか一進會の領袖は東京に於て事を運び、山縣系の力を以て伊藤統監を動かさんと欲し、内田氏先づ東上し、次いで三月二日宋秉峻漢城を發して日本に來り、杉山茂九氏を參謀として活躍を開始したり。

統監の漸進主義

三月七日宋秉峻は伊藤統監を滄浪閣に訪ひ極力其決心を促すも、統監温言以て漸進主義を説き、時機を俟つべきを告げて亦宋等の陰謀に賛意を示さず、到底統監を説くとも無益なる事全く判明したれば、十九日宋秉峻は内田良平氏と共に寺内陸相を訪ひ、四時間に亘りて韓國の

あり野中 貴子

山縣公を訪問

現勢を述べ、漸進主義の不可なるを詳細説明し、或る言質を得て官邸を辭せり、次て二十二日夜、椿山莊に山縣公を訪ね、詳細に事情を述べて公の助力を仰げり、當夜公は非常の同情を以て之に對し、伊藤公は現代第一の政治家なれば時機到來せば、必ずや是を執行するに躊躇せざるべし、暫く隱忍して時機を俟てよ、予亦時機を見て友人として統監に忠告する所あらんと答へられたるやに聞く。

一進會と山縣系の接近

斯くて山縣寺内の兩公子に對する關係は結ばれたるが、更に寺内陸相滿韓巡視の途次平壤に於て、折から北韓遊說中なりし李容九との會見あり、五月十日には内田氏と桂公との會見ありて、漸く一進會と山縣系と相接近し、終に先づ或る筋より十萬金を支出して一進會の財政難は救はるゝに至れり、去れば一進會の意氣大に揚り、漢城に於ては極力朴齊純内閣を攻撃し、東京に於ては益々深く山縣系に接近し、以て伊藤

好機到來

第三章 統監政治の初期

統監を動かして其陰謀を斷行せんとす、此時恰も好し海牙密使事件起るあり、好機到來を叫んで終に某素志を斷行せんとす、山雨到らんとして風堂に満つ、そも密使事件とは何か。

第四章 密使事件と革變

第一節 事變前の漢城政局

三十九年十二月李址鎔特派大使として來朝天機を奉伺して去るや、四十年一月田中宮内大臣答禮の爲め韓國差遣を命せられて渡韓し、年頭に於て日韓國交更に親厚を加へ、瑞祥の氣半島に満ちたり。

然れども漢城の政局は昨年末よりして、漸く險惡の兆を示し來り、朴齊純内閣の暗闘亦日を追ふて激甚に赴けり、而して四月二十一日韓國宮内協辨朴備和事を以て暗殺せらるゝや、政界の殺氣頓に加り、五月四日統監邸の大臣會議により、早くも新内閣成立の報傳はるに至れり。

當時伊藤統監は漸く一進會の用ゆべきを知り、從來執り來れる不離の態度を一變して漸く是を接近せしめ、統監府機密費中より月々

瑞祥の氣
半島に滿

殺氣頓に
加る

一進會と
の接近

一定の金員を支出し、密かに其財政難を救ひつゝありしが、五月二日一進會が内閣彈劾文を發表するに及んで、終に四日大臣會議を開き、現内閣は須らく一進會と提携すべきを告ぐるに至れり、然れ共斯の如きは到底朴齊純の忍ぶ能はざる所なるを以て、事容易に決せず、六、七、八、九の四日に亘りて連日大臣會議を開き、統監は極力調停意見を述べて、一進會との緩和を計れるも、事全く水泡に歸し、十日に至つては朴齊純竟に參内謁見、國賊と共に政務を見る能はずと稱し、辭表を捧呈するに至れり、事茲に至つては、新内閣を成立せしめざるべからず、然れども伊藤統監も此頃に至つては、全く漢城政局の裏面を知悉し居るを以て、容易に新内閣を成立せしめて後日に禍根を遺すを欲せず、次の二件を新内閣の成立要件として、其顔振れを物色したりき。

新内閣成立の二要件

國賊と共に見る政務能はず

一、前内閣の如く半ばは統監半ばは皇帝と一體二面の政策を行はず

専心統監の政策を遂行し得る者

一、根本的革新を斷行し得る勇と智を備へたる者

斯くて伊藤統監は、學部大臣李完用を擧げて首相となし、宋秉峻を入れて農商工部大臣に配し、二人を中心として新内閣を組織せしむるに至れり、李完用は初め露國派の領袖として盛に排日運動を行ひ、我政策に向つて多大の妨害を試みたる排日派の元兇なるが、識見高邁才智縱横、加ふるに膽勇あり、日露戰の開始と共に、露國の倚るべからざるを知るや、翻然親日を標榜して、亦昔日の態なし、宋秉峻亦怪腕辣手を以て鳴り、加ふるに氣力横溢、果斷の性に富む、是を比較するに李は智を以て優り、宋は手腕と氣を以て優り、眞に是れ半島政界の双龍なるに背かず、此二人者今統監の馬前に轡を並べて、半島の風雲を叱咤せんとす、半島未前の盛觀たるを失はず。

李完用をも何者ぞ

宋秉峻亦怪腕

双龍半島の風雲を叱咤す

此時偶々朴泳孝特赦せられて突如釜山に現はれ次て漢城に入り太
平洞の自邸に匿る云ふ迄もなく是れ元老中の守舊派及び李根澤等が
新内閣轉覆の陰謀を立て彼の助力を俟つて是を決行せんが爲めに是
を呼ひたるに外ならず然れども李宋豈元老派の策の爲めに倒るゝ者
ならんや密かに朴泳孝を説いて彼と結び李宋自ら統監側に對する策
戰に任じ信任厚き朴をして皇帝側に當らしめ以て永久に權勢を掌握
せん事を誓ふに至れり去れば朴泳孝始めて參内せんとするや洋裝を
捨て特に衣冠東帶の古禮裝を用ひ先帝恩賜の翡翠玉の串子を携へ參
覲し時に韓皇の意を動かすに努めたりと云ふ斯くて三派の聯合は成
れり此時突如として起れる密使事件は實に彼等の素志を貫徹すべき
絶好の機會なりき。

朴韓皇の
意を動か
すに努む

君側の奸

第二節 海牙に密使現る

四十年七月一日李相窩李璋鐘李鶴の三名突然海牙に現はれ韓國皇
帝の代理者なりと稱し平和會議參列を要求せり是れ君側の奸臣韓皇
に勧め密かに海牙に使を派して韓國を日本の保護より脱せしめんと
したる者所謂密使事件として自ら半島の國運を縮めたる發端なりと
す。

海牙に密使現はれたりとの報導統監府に達したるは七月二日夜な
りしが明けて三日となるや東京及歐洲よりの飛電交々至りたれば滿
廷の臣僚爲めに悉く失心し韓民の驚駭危殆と其極に達し漢城は一
日にして全く流言蜚語の巷となれり此間に處して泰然自若毫も事變
を知らざる者の如き冷靜なる態度を示したるは半島中伊藤統監李首
相宋農相の唯三人ありしのみと稱せらる。

飛電交々
至る

泰然自然
何人ぞ

伊藤統監は二日夜深更密使現はるの急報に接したるも、態度を亂さず、其幕僚に對してすら一言と雖も、新事件に就いて語る所なかりしと云ふ、而して三日午前參内して敬意を表する爲めに仁川より入京せる富岡海軍中將を帶同調見するに及んでも一言此事件に及ぶ事なく、只將に退闕せんとする時禮式課長高義敬に對し東京外務省に達せる密使事件の電文を示し、日本に反抗せんとせば公然之を敢行せよ、我亦敵手たるを辭せずと、簡單なる而かも威力ある數語を残したるのみなりき、然れども高義敬が其旨を韓皇に上奏するに及んで、統監の決意固きものあるを察し宮中の狼狽更に甚しく、加ふるに揣摩臆説に成れる牒報頻々として宮中に達したれば、其騷擾混亂殆ど名狀すべからざる者あり、四日に至りて韓皇は先づ特使を統監邸に派し、海牙密使には何等關知せざる旨を傳へしめ、同時に密に手を八方に延べて是が採消

統監の威
力ある一
語

李宋の態
度

運動に着手しぬ、而して此間に於ける李完用宋秉峻等の態度は頗る注目し値する者あり、彼等は密使事件の報道至るも毫も驚かず、直に統監の決心如何を探らしむると同時に、一方に於ては一進會をして、宮内大臣李戴克の責任引退を主張せしめ、是によつて宮相を辭職せしめ、是に代へて朴泳孝を宮相に擧げんとし、次て勇名一進會中に高き高青龍を擧げて侍衛隊長に任じ、事誤らば兵力を用ゆるの伏線を張りぬ、騷擾の機は刻々に近けり、黙して語らざる統監動ぜずして活躍しつゝある李完用、宋秉峻、此三人者は、如何にして此事件を解決せんとするや。

騷擾の機
は刻々に
迫れり

第三節 宋秉峻の苦諫と皇帝米國援助の豫期

統監嚴然緘黙

六日は定例御前會議の日なり、是より先き李、宋は極力統監の意嚮を探らんとしたるも、統監は事件發覺以來、只高義敬に對し數語を語れるのみにして、嚴然緘黙し其意嚮を漏さず、依りて四五兩日に亘り閣議を開き、先づ閣臣と密使事件とは何等關係なきを辨じ、更に統監の意見を乞ひたるも、統監尙嚴に口を緘して一語も發する所なかりき、依つて六日の定例會議に於て自ら善後策を講じ、統監の承認を得んと欲し、終に會議を開けり。

御前會議

御前會議を開くや、劈頭第一宋秉峻は從來の慣例を撤し、各大臣は其所管以外の部屬に亘つても論議するの新例を開き、從來の面奏を廢せん事を發議し、皇帝の嘉納と各大臣の賛成を得たり、斯くて各大臣初め

宋秉峻陛下に迫る

陛下誠意罪あらずば謝

て密使事件に關する發言權を得るや、李完用先づ密使事件の善後策を如何にすべきやを問ふに、韓皇は密使事件の報道は統監府より發せられたり、我は何等是に關する所なし、宜しく統監をして事實を調査せしむべしと述べらる、之を聞ける宋秉峻大に怒り、陛下事を好んで隣好を破り、爲めに協約前後に於て國帑を費す事正に一億萬圓に達せり、而して是等は皇帝自らの内帑を費すに非ずして悉く是れ人民膏血に非るはなし、爲めに宮府は變じて怨府となり、民衆怨恨の燒點となれり、加之陛下日露戦後日本の信義に背く事拾五回、其度毎に睨關せずと稱して罪を重臣に課し、重臣の殺さるゝを見る事、草莽を艾るが如き者あり幸にして統監頗る寛容恒に是を看過すと雖も、若し十五條を掲げて責めらるゝに遇はゞ如何にして社稷安泰の途を講せらるゝやと詰責す、韓皇の然らば如何にせば可なるを問はるゝや、陛下誠意あらば自ら東

京に赴いて謝罪すべし、然らざれば大觀亭に軍司令官を訪ねて謝罪し、其處分を俟つべし、此の場合此良策あるのみと苦諫二時間に亘り言辭頗る壯烈を極めたりと云ふ、然れども韓皇尙ほ容易に處する能はず、六日の御前會議も何等決定する所なくして解散せられぬ。

惡罵苦諫

宋秉峻の惡罵苦諫に遇ひる韓國皇帝は是より病と稱して謁見を避け、爲めに閣臣連日の如く御前會議を請求するも是を拒み、廷裡深く匿れて左右の奸臣と事を謀るのみ、而して七日には米國人某の名を以て海牙に打電し、密使事件の爲めに韓皇は日本警察官の監視の下にあり殆んど檻禁幽閉の境遇にあるを傳へしめ、以て列國の物議を惹起して日本の態度を一變せしめんとし、更に密かに無賴漢を宮廷に入れ機に乗じて入闕の大臣大官を暗殺せしめんとす、而も尙ほ奸臣の言を信じて今にも米國より援助來るべきを豫期せられつゝありき。

米國よりの援助

第四節 對韓案決定事情

沈黙を守れる伊藤統監は初めて口を開けり、七日朝長谷川軍司令官統監を官邸に訪ね密使事件に關する處分如何を問ふや、統監は始めて口を開き、韓廷の背信殆ど言語に絶す、兵權、財政權、警察權、司法權の四權に亘り直接なる監督指導の權を獲得するは勿論、兵備の如きは時宜によりては是を撤退せしめざる可からずと語り、決心極めて固き者ありしと云ふ斯くて統監は茲に其處分案を具し、是を東京政府に送りて政府の意嚮を求むるに至れり。

統監始めて口を開

日本に於ける大勢

當時西園寺内閣の一部に於ては、此機に乘じ合邦を斷行すべしとの議論を唱道する者あり、加ふるに山縣系の武斷派及び國民の一部亦最後の解決を熱心に主張し、大勢合邦に傾かんとするが如くなりし、然れども伊藤公の意嚮によれば、合邦の機尙ほ早きに失するのみならず、財

政の現況は到底之を斷行し得ざるを理由とし、新協約案を示して、其決定を迫り來れり、而して當時に於ける列國の態度を見るに、露國政府は本件の解決に頗る細心の注意を拂ひ、日本にして若し韓國を併合する如きあらば、直に異議を狭むの態度を暗示し、倫敦タイムス亦英國政府の内意を受けて日本は今回の事件に關し寛容なる態度を以て、韓國に對せん事を望む旨記載せり、周圍内外の形勢如斯くなりしを以て、十日開かれたる元老大臣會議に於ても、合邦斷行は之を避け、統監を攝政たらしめて、韓國政權全部の施行に任せしむるを上策とし、事情已むなくんば統監案に従ふ事を決定するに至れり、而して該會議の結果は、外相林伯是を齎らして渡韓し、同時に大臣元老各自の意見を傳ふべきを決定せり。

此間に於ける韓國内閣の動靜は果して如何、百方手を盡して統監の

意嚮を探るも、處分案は極めて秘密に付せられ、僅かに軍司令官總務長官等二三人が案の大體を知るのみにして、何等得る處なかりき、依つて李完用、宋秉喆は、日本の提議が如何なるものなるにせよ、其提供せらるゝ以前に於て皇帝の廢立を斷行するは、自ら日本の要求を輕減する所にして、併せて半島の社稷と國民を保全するの途なりとなし、茲に先づ皇帝廢立の計劃を立てぬ、而して之を他の閣臣に漏すや、議論百出、事容易に決せず、連日首相邸に閣議を開くも、徒に口舌の戦を續くるのみにして、時局全く困滯旬日に及べり、此時我林外相元老大臣會議の決議を提げ、十五日東京發渡韓の報突如として至り、事前の決定最早一刻も猶豫すべからざる形勢に迫れり。

第五節 韓皇に讓位を迫る

最後の時は來れり、林公使は元老大臣會議の決定を齎らして刻一刻漢城に近づかん、於是乎韓廷の大臣は十五日最後の決定をなすべく閣議を開けり。

厚誼に酬るに侮辱

逡巡躊躇するが社稷を誤る

宋秉峻先づ曰く、今回の密使事件は日本の厚誼に酬ゆるに侮辱を以てせる者なり、日本は必ずや合邦若くは政權委任の二途の中一を出づるに疑なし、諸公果して如何にして之に對せんとするやと問ふや、李完用は合邦政權委任二つながら社稷の爲めに賛する能はず、此場合に於ては只現皇帝讓位の外あるべからず、諸公にして讓位以上の明智あらば我是に従ふに吝ならずとて讓位問題の決定を閣臣に迫るも諸大臣黙して語る所なし、是に於て宋秉峻は大事を決するか、責任を免るゝか、是が決は今日此時にあり、決議を齎らして林外相漢城に入らば既に責

烈火の如く憤り統監は外臣なり

韓皇大に怒る

任を免るゝ事能はず、此危機に際して徒に逡巡躊躇するは社稷を誤るものなりとして更に諸大臣の決意を促せり、此時法部大臣趙重應此大事に遇ふては容易に決す可からず、一度是を統監に諮るべしと云ふや、宋秉峻烈火の如く憤り統監は外臣なり、責任は國務大臣の双肩にあり、大事に遇ふて是を決する能はずして、是を外臣たる統監に諮るとは何事ぞやと喝破し、終に何等の決定を見るに至らずして又もや散會するに至れり。

然れども形勢は閣臣の處決を餘議なくしたり、十六日の閣議に於て漸く閣臣は一致して皇帝に讓位を迫る事を決議し、一切の準備手續を決定して散會せり、而して李完用は夜中參内謁見し、事情を悉して讓位の餘儀なきを上奏勸告したるに、韓皇大に怒りて是を拒み、直に玉座を蹴つて宮裡に入らせられぬ、此時一方に於ては閣議既に讓位に決定せ

朴の變心

る以上は朴泳孝を入れて宮内大臣となさば、素志貫徹容易なるべしとて、宋秉峻は清華亭に於て朴泳孝と會見し、約を履んで宮相たるべしと勸告せしに、朴既に此時變心して宋の言を聞かず、李完用亦退闕の途次此處に立寄り、共に朴泳孝に約束履行を迫るも、彼終に之を容れざりき、然れども時既に遅れたり、宮中に於ける手續は既に是を結了し居りしを以て、翌十七日に於て宮内大臣に任命せらるゝに至れり。

苦諫直言
亘る時間に

李完用の讓位奏上は前夜に於て失敗せり、然れども十七日に至るや、閣臣連補入闕し、情を盡し、事理を説いて讓位を迫り、帝の是を拒むに遇ふて、毫も屈する所なく、實に苦諫直言一時間に亘り、閣臣中此危機に際しては君を輕しとし、社稷を重しとする亦止むを得ずと絶叫し、流涕禁ぜざる者あり、帝之を聞いて大に怒り、朕死すとも讓位せずと宣して、又も宮裡に入御ありき、事茲に至りては閣臣と雖も亦如何ともする能はず、

朕死すとも
讓位せず

示威運動

ず、形勢漸く非ならんとす。
十七日朝に至り、統監初めて閣臣が前夜讓位を迫れるを聞き、十八日朝、宋秉峻を招いて斯る大事を斷行するに當て豫め是を公に謀らずして、決行の非を痛く叱責し、事失敗に終らば如何にすべきやを問ふ、宋堅く胸中に決する所あり、誓つて即夜事を解決すべしと答へ、歸途一進會本部に至り、非常命令を以て一進會員を急に召集し、是を宮廷外に屯集せしめて盛に示威運動を開始すべきを命じて去れり。
皇帝頑強に讓位を拒み、統監亦其輕舉を責めて叱責措かず、而して變心せる朴泳孝は、今や宮廷に入り、韓皇の左右に侍して是を操縦す、四面是れ楚歌、林外相は愈々明十九日入京と確定せり、死生洵に今夜を出てず。

死生今夜
か出てず

第六節 統監參内と閣臣の諫奏

形勢茲に迫る唯斷の一字あるのみ、十八日午後李完用邸に閣議を召集し、勇略なる李完用と、果斷なる宋秉峻は、他の閣員を擁し、次の諸項を決定し、死を以て固守するを誓はしむるに至れり。

一、是非を問ふの違なし、陛下尙ほ聴き給はずば、御手を執り玉璽を御さしむべし、法部大臣趙重應は事に托し、衆に先んじて入闕し、冷く各室を臨檢して玉璽の所在を検し、尙ほ其際密に侍衛隊に通ずる電線を切斷すべし

二、若し元老宮内大臣を召し、御下問ある場合に於ては、朴泳孝の陰謀加擔を暴き、皇位を視ふ者なりとして面責すべし。

三、事愈々困難ならば、皇太子に代理せしめ、然る後皇太子の權限によつて讓位せしむべし、故に代理の詔勅案と讓位の詔勅案の二通を

死を以て固守す

御手を執り玉璽を御さしむべし

詔勅案準備

準備し置くべし

四、從來の如く李完用、宋秉峻のみに諫奏せしめず、閣員全部諫奏の義務を負ひ、沈黙を守るを許さず

五、事成らずんば、只死あるのみ故に各大臣恒に同居し、各自ピストルを携帶する事

ピストル携帶

風物轉た凄洵

韓皇悶々更に痛切

閣臣は終に斷乎として起てり、午後五時袖を連ねて入闕す、此時早くも一進會本部の召集令に接し、宮城附近に集合する者刻々に増加し、同友會、青年會、自強會等一進會に對抗して是亦宮城附近に群集し、兩々相對して勢を張り、威を示して宮城附近の風物轉た凄洵を極めたり。

是より先き、韓皇は林外相明十九日を期して入京すべきを聞き、煩悶憂慮措く能はず、直に特使を統監邸に派して其參内を求めたるも、統監國分秘書官を使用して參内を拒絶せしむ、韓皇悶々更に痛切、再度特使を

遣りて重ねて、統監の參内を懇願するや、統監も終に辭する能はず、午後四時半入闕謁見せり。

皇帝曰く、密使事件に關し、密使は朕の代理者なりと稱すれど、朕全く之を知らず。

統監曰く、知らずと仰せらるゝは、陛下一人のみ是を知らざる者世界に一人もなし。

皇帝曰く、海牙の韓人を處罰し得るや。

統監曰く、處罰し得ず、恰も韓國を亡命して、日本に在る韓人に對し、韓國政府自ら是を處罰し得ざるが如し。

皇帝曰く、朕に讓位を勸むる者あり、卿の意見は如何。

統監曰く、讓位問題は陛下御一己の事にして、日本の統監は斯かる事に答ふるの要なし。

統監冷然
淡然

伊藤統監は、以上の奏上をなしたる外、一語も發する所なく、而も態度常の如く溫柔ならず、冷然泰然奉答し終つて優々退闕し去りぬ。此奉答と此態度に接せる韓皇は更に一層憂慮の念を増し、其悶惱の極を盡しつゝあるの時、恰も閣臣謁見を求め來れり、而して韓皇之を拒むも聽かず、強いて押しかけ謁見するに至れり、而して趙重應は既に約を履んで玉璽の所在を検し、電線を切斷したる也。半島の皇帝既に幾度の困難に遭ふと雖も、現下の政局には流石に憂慮に堪へざりけん、悄然として玉座に就かせらる、近侍の面上色凋へ、戰慄して左右に侍するに堪えざる者の如し、而して階下に北面して帝座に對し、眼光凄く、皇帝の身邊を射面上朱を流して斷乎たる決意を示せる者、是れ泣いて讓位を苦諫せんとする閣臣に非ずや、宛として亡國の書に對するが如し。

宋秉峻先づ口を開き、皇帝の左右に在る護衛の力士を去らしむ、而し

眼光凄く
皇帝の身
邊を射る

朕は時に
死せん

て現下の難局を救はんが爲めには、只皇帝の讓位あるのみとして讓位を迫るや、皇帝痛憤して朕は密使事件に關して何等係る所なし、卿等は事を構へて、朕を苦しめんとする者、朕は將に死せむと宜ふ、宋秉峻之を聞き願くば皇帝死せよ、陛下の死によりて國と宗廟とは生さん、君若し死せずば臣等は死せむ、然れ共臣等の死は何等の益なし、是が爲めに國と宗廟とは亡びんのみと極言し、他の各大臣亦約を履むて各自の意見を述べ、直言苦諫帝をして逃ぐるに途なからしむ、是に於て韓皇は宮内大臣朴泳孝を召して事を問はんと欲し、特使を派する事三度に及ぶも朴終に參内せず、李完用は斯る國家の危機に際して、三度召命を蒙るも出てざる、朴泳孝は、不忠の臣なりと奏上し、彼の陰謀を擧げて宮内大臣更迭を奏請し、宋秉峻の推擧によつて、李完用を宮内大臣署理たらしめんとし、韓皇終に之を認許するに至れり。

不忠の臣

是れ閣臣
の豫期

斯くて夜中急に各元老を召集したるも、排日派は多く病と稱して出でず、出席者漸く半数に達したるが、韓皇の諮問に對し何れも時局上止むを得ざるを奏答し、韓皇の意遂に漸く動けり、依つて韓皇は皇太子を以て代理せしめては如何と下問せらるゝや、是れ閣臣の豫期せる所何れも異議なきを答へ、茲に代理の詔勅案に御璽の印さるゝを見たり、時に十九日午前五時北岳山上の星墜つる頃なりき。

第七節 漢城全く混亂す

十七日の漢城は北風烈しく吹いて砂塵を揚げ、越えて十八日風勢益激しく、十九日に至つては黒雲天を閉ぢ腥風地を捲き、加ふるに篠をつくの豪雨、之に加つて李朝の五百年、天地と共に亡ぶが如き觀を呈しぬ。

十八日夜宮城前に集れる一進會員は別に集合せる青年會、自強會、同友會と相對抗し、徹宵共に鎮撫演説と煽動演説を闘はしたるが、越えて十九日朝、皇帝の讓位問題決定せりと流布せらるゝや、兇徒八方より鐘路及び大漢門前に集合し、巡查巡警の解散を命ずるも聽かず、排日鼓吹の大道演説を試み、邦人を殺害する者頻々として起りぬ、而して侍衛隊の事に驚き、發砲して多數の民衆を殺傷するや、兇徒殆ど熱狂殺氣益加りて、各大臣、統監、統監府員を悉く殺害すべしと絶叫し、無智なる民衆亦是に和して鐘路に集り、平素虎の如く恐るゝ雨を犯し、豪雨の中に立つ

天地と共
如し亡ぶが

排日鼓吹

アバチガ
オブソガ

恐るべき
陰謀

急遽出兵
を請求

てアバチガオブソ(父なし子)を絶叫號泣し、漢城は全く無秩序無警察の狀態に陥れり。

此時李完用宋秉峻より排斥せられたる朴泳孝は、終に恐るべき陰謀を企み、十九日夜十二時を期し、李熙斗をして六百の兵を率て、宮牆に伏せしめ、閤臣の出入を要し、一舉にして塵殺せしめんとするに至れり、此陰謀事を以て漏れ、宋秉峻の耳に入るや、直に村田少將に走つて、急を訴へ、大觀亭の軍司令官に急報せしむ、此時早くも一方に於ては、法部大臣趙重應、大漢門の侍衛隊が發砲せるを見て、急遽統監邸に走つて出兵を請求するありしを以て、統監軍司令官共に出兵の止むなきを認め、非常命令を以て、我軍の出動を命じ、疾風迅雷の勢を以て宮廷に入り、終に其警護に任ずるに至れり、時に十九日午後十一時四十分也、而して李熙斗の率ゆる韓兵は、事に遅るゝ事四十分、零時二十分宮廷に入らんとした

陰謀水泡に歸す

韓皇胸を打つて號泣給ふ

るも時既に遅れ我軍嚴重に宮廷を警戒するありて陰謀全く水泡に歸せり唯一の望を囑せられたる朴泳孝の陰謀既に如斯失敗に終るや韓皇亦如何ともする能はず李完用の要求を容れて日本出兵要求の件に承諾を與へられたるが事全く豫期に反して日本兵の宮殿近く三五配置せられたるを見胸を打つて號泣せられしと云ふ。

二十日に入るや失敗せる韓兵四散して暴民と結び暴動益盛なり午後二時李完用邸を襲ふて是を焼き續いて各大臣邸を襲はんとする形勢あるを以て各大臣は危険を避けて倭城臺にある宋秉峻の邸宅に集り日本人俱樂部巴城館に共同宿泊するに至れり而して二十二日朴泳孝以下の元兇を捕縛するに及び漢城の形勢漸く鎮まる事を得たり。

閣臣疲勞

第八節 韓皇讓位と新協約

十九日午前五時韓皇終に皇太子代理の詔勅に玉璽を啣すや宋秉峻獨り退闕して是を統監邸其他に傳へたるも各大臣は皆宮中に留まり十九日午前八時を以て行はんとせる讓位式準備に着手したり然れども閣臣皆連日の奔走に身體綿の如く疲れ終に是を施行する事能はざりき越えて廿日となるや連日の暗雲全く四散し初めて天氣快晴此日午前九時終に讓位式を舉げ此旨直に統監府に通知せり依て伊藤統監は各國政府に向つて讓位の通牒を發し午後危険を犯して參賀の爲め宮中に入り祝詞を述べて退闕せり聞く所に據れば當時漢城の暴動其極に達し韓兵暴民と結んで統監を途に狙撃せんとする形勢あり長谷川軍司令官極力其危険なるを唱へて中止を迫りたるも統監頑として聽かず終に參内の爲め出邸せり依りて軍司令官は直ちに騎兵を出動

統監を狙撃せん

して、韓民の集團に向つて吶喊せしめ、統監の順路三百米突以内には、毫も韓人を入らしめざりしと云ふ。

然るに今回の處分に關し、皇太子代理の詔勅を發し讓位式を施行せられたりと雖も、韓國の慣例に依れば、是を以て完全に讓位せられたりと云ふ事を得ず、是を以て統監は閣臣の處置は予を欺瞞せんとする者なりと怒り、直に閣臣を召して是を責むるや、李完用等亦朴泳孝の爲めに誤られんとしたるを知り、二十一日午後三時、李完用、趙重應、李根澤の三大臣袖を連ねて參内し、先づ朴泳孝捕縛の允許と讓位の詔勅を要求せり、然れども韓皇強硬に拒絶して是を容れず、是に於て三大臣一先づ退闕し、更に午後十時宋秉峻を加へ、再び參内謁見して捕縛の允許と詔勅を要求せり、宋秉峻例によつて、舌端火を吐く、朴泳孝は國を亡ぼすの奸臣也、陛下尙ほ是を用ひ給はゞ陛下の身やがて彼によつて亡ぼされ

統監怒る

宋例によつて舌端火を吐く

罪人と天と謝

朴以下元兇捕縛

池邊の老鳳春風に眠る

んのみとて、朴泳孝捕縛の認許を迫り、更に讓位の詔勅に關して、陛下恒に官を賣り民を虐げ、下民一人と雖も陛下を懐ふ者なし、天意人心既に陛下を去れり、眞に讓位して、罪を天と民とに謝し、併せて宗廟保全の途を講ずべしとて、皇帝の身邊に詰め寄せ大喝して其處決を迫る事頗る急なりしと傳へらる、是に於て韓皇全く觀念し、午前三時半、終に捕縛の勅許と讓位の詔勅に玉璽を啣するに至れり。

斯くて二十二日黎明、朴泳孝以下暴動の元兇悉く一網の下に、捕縛檢舉せられ、次いで午前九時韓皇讓位の詔勅發表せられ、連日の難問題全く解決し終れり、先見の明なき李完用、宋秉峻を除ける自餘の各大臣は是を以て密使事件の善後全く成れりと思惟し、漸く太平の安眠を貪り、彼等の眼前更に一大難問の横るを知らず、宛として池邊の老鳳春風に眠るの觀ありき。

是より先き、我林外相は特別列車にて十九日午後七時南大門停車場に着し、直に統監邸に入つて、閣議決定案を示し、其内容に就て密議せるが、統監も全然是に同意し、多少字句の修正を加へて決定せり、然れども當時讓位問題に就いて混亂尙ほ熄まず、閣臣未だ讓位問題に最後の決定を與へざりし時なるを以て、慎重時機を俟つ事とし、胸底深く是を秘めて形勢を觀望せり、斯くて讓位問題二十二日午前三時半全く決定し、排日暴動の首魁亦捕へられて、韓廷韓民共に漸く靜穩に復せるを見るや、二十三日午前統監官邸に李完用、宋秉喙を招き、日本の新提案を示して直に審議調印すべきを要求せり、是に於て李、宋は即刻閣臣を召集し、宋秉喙邸に閣議を開いて日本の新提案に就いて議するや、學部大臣李載崑、軍部大臣李秉武、絶對に之に反對し、議論百出容易に決定せざりしが、李、宋の理由ある説明により、漸く閣議を統一し、午後二時參内、新皇帝

形勢觀望
と日本の
新提案

より全權委任の勅書を得るに至れり、斯くて同夜十一時李完用、宋秉喙は統監邸を訪ね、統監及び林外相と共に新協約案に就いて熟議を遂げ、午前一時其大體を決定して散解せるが、越へて二十四日午後十一時、李完用、宋秉喙は帶同入閣し、新協約案を奏上して韓皇の嘉納を得、同夜十二時五十分統監邸に於て終に之が調印を了するに至れり、新協約は次の如し。

日本國政府及び韓國政府は速に韓國の富強を圖り、韓國國民の幸福を増進せんとする目的を以て、左の條款を約定せり

第一條 韓國政府は施政の改善に關し、統監の指導を受くる事

第二條 韓國政府の法令の制定及重要なる行政上の處分は豫め統

監の承認を経る事

第三條 韓國の司法事務は普通行政事務と之を區別する事

第八節 韓皇讓位と新協約

第四章 密使事件と革變

第四條 韓國高等官吏の任免は統監の同意を以て之を行ふ事

第五條 韓國政府は統監の推薦せる日本人を韓國官吏に任命する事

第六條 韓國政府は統監の同意なくして外國人を備聘せざる事

第七條 明治三十七年八月二十二日訓印の日韓協約第一項は之を廢止する事

密使所謂

第九節 事件の結末と軍隊解散

韓皇の禪讓と新協約は既に成れり、八月三日韓國新皇帝は隆熙と改元し、嚴妃の出なる英親王を擧げて太子に冊立し、李允用を宮内大臣に任命し、十三日には太皇帝の尊號を壽康と宣し、九月七日皇太子冊封式を擧げられたり、而して海牙の密使、李相窩を密使事件首謀者として死刑、李璋鐘、李儒を補助者として終身懲役に處するの缺席裁判あり、斯くて半島歴史上の大事事件たる密使事變は、全く結末を告げたるが、吾人は更に其軍隊解散をも結末の一項に加ふるの至當なるを思ふ。

韓國軍隊解散の事は、新協約成文中の一項なりしは事實なりと聞く、而も終に其成文に現はれざりしは、二十三日午後十一時の統監邸會合に於て、李完用、宋秉峻の二人が極力是に反對し、若し統監にして強いて之を貫徹せんとせば、予等は最早交渉の任を避けざる可からざるを告

軍隊解散
と李宋の
主張

げ、軍隊解散の斷じて非なるを主張したるが、統監及林外相は其意思の一部を容れて正文より之を削除するも、韓國政府は自ら責任を以て其軍隊を解散するやを問ひ、李未遂に是を容れ、茲に兩者の妥協成り、軍隊解散の他動的形式を避けて自動的に解散するに至れりと云ふ、斯くて八月一日韓皇は突然軍隊解散の詔勅を發せられ、侍衛隊一箇大隊を殘して他は悉く解散せしめらる、此詔勅により同日午前七時長谷川大將邸に韓國軍部大臣以下各將校を集合せしめ、解散の諭告を爲し各隊に解散式を舉げしむるに至れり、軍隊の解散は半島上下の全く豫期せざりし所、此報に接するや侍衛隊大隊長朴戴寬先づ悲憤して自殺し、次いで守衛隊亂を起し、南大門に於て暴動を起し、漢城再び混亂状態に陥らんとす。

是より先き我當局者は韓國各地に暴動蜂起の兆あるを見、邦人の生

突然詔勅

大隊長悲憤の極自殺す

兵は國民元氣の中樞

命財産を保護せんが爲に七月二十三日小倉第十二師團の一箇大隊を韓國に急派し、更に廿五、六日に於て二箇聯隊を追派して各地の警戒に任せしめたり、去れば南大門の暴動を見るや、韓國政府の委託を容れ直に出動して是を撃退し、終に鎮壓せり、而して漢城を敗走し、若くは解散せられたる韓兵は悉く地方に走りて愚民を煽動し、爲めに原州、洪州、安城、竹山、江陵、江華、島陽、城廣州等に小暴動を見たるが、大事に至らずして我軍の爲めに鎮定せられ、九月三日までに全部各地方の鎮衛兵を解散し終りぬ。

凡そ兵備は國家の干城にして、國民元氣の中樞なり、韓國の軍隊如何に無勢力にして、無能なるにもせよ、是を解散し半島の兵備を放棄せんとするに當つては、正に韓民上下の震蕩警駭に値する大變革にして、其性質の重大なる、到底是を一己の宮廷問題たる讓位に比すべくも非ず、然

國民の老

るに半島國民の多數は、却つて讓位問題に未前の騷擾を惹起し、軍隊解散の事に關しては、毫も知らざる者の如き態あるは國民の全く老耄せるに因る乎、平素社稷の安危を双肩に擔ふと廣言せる元老兩班共に沈黙し、懼伏し、僅かに各地に小暴動を見たるのみにして、軍隊解散の大事決行せられたるは當局の大成功なりと云はざるべからず、若し夫れ軍隊解散が果して宗主國たる我に利ありしや否やに就いては自ら別問題なりとす、想ふに五萬の軍隊を解散し、是を各地に散在せしめたるは恰も排日鼓吹の爲め、五萬の遊説員を各地に配置したると等しき結果に陥る者に非ずや、而して之によつて贏ち得たる者は實に二百萬圓の歳出減少と、量るべからざる排日熱なりき。

然れども密使事件に對する我當局の態度と處置は大體に於て誤る處なく、頗る我國民の歡迎を受けたるは掩ふべからず。

第五章 統監政治の末期

第一節 事變後の新政治

宛然凱旋將軍の如し

伊藤統監は、事件の顛末を奏上し、併せて事變後の新政治に關する打合せを兼ねて八月十一日漢城を發し、二十日東京に入れり、朝野の歡迎頗る盛觀を呈し、宛然凱旋將軍を見るが如くなりき、而して其參内謁見して事變の顛末を奏上するや、陛下特に優渥なる勅語を賜ひて其功勞を表彰し給ふ、統監公の得意今や其絶頂に達せり。

是より先き新協約の結果として、邦人を次官以下の韓國官吏に推薦し得るに至れるを以て、伊藤統監は鶴原總務長官を宮内次官に、岡警務總長を内部次官に、木内農工商務總長を農商工部次官に、丸山警務顧問を警視總監に、俵孫一氏を學部次官に、松井茂氏を内部警務局長兼地方

各次官の任命

局長に推薦し、八月二日其任命を見るに至れり、而して是と同時に従來の顧問參與官等は總て之を解雇せられぬ、斯くて伊藤公入京するや、當時の西園寺内閣に對し、韓國政費の國庫補助、統監府官制改革及び韓國司法制度の改革擴張に伴ふ所要法官の供給問題等に就き熟議を遂げ、終に八月三十日元老大臣會議に於て、大體其希望を貫徹するを得たり、去れば九月二十日に至りては、改正統監府官制及び之に伴ふ諸般の法令發布せられ、新に會禰子爵を入れて副統監とし、石塚英藏、鍋島桂次郎氏を擧げて參與官となし、内府及び各部の次官は總て統監府參與官を兼任せしむる事とし、二十一日其任命を見、次いで大藏省主計局長荒井賢太郎氏度支部次官に、倉富勇三郎氏法部次官に任命せられ、目賀田顧問は終に辭任せり、司法制度に關しては、日本の三審制度を採用し、區裁判所は三百四十三郡に對し、百十四ヶ所、地方裁判所は十三道に一個所

新副統監

三審制度
採用

宛都合十三個所、而して控訴院及び大審院は是を京城に置く計劃を立て、順次之を實施すると同時に、一方に於ては法典制定に着手せしめたり。

即位式及
一切の儀
禮を終了
李朝未曾
有の大禮

此時漢城に於ては、八月廿七日新皇帝即位式を舉行し、長谷川軍司令官我陛下の御宸翰を捧呈し、内外使臣亦各自賀詞を述べて、未前の盛況を呈せるが、九月七日には皇太子冊封式、九日には太皇帝尊封式を擧げ、禪讓に伴ふ一切の儀禮終了せり、而して九月二十日我皇太子殿下渡韓の旨仰出されたる報道、韓京に傳はるや、半島の上下は李朝五百年史中未だ嘗てあらざるの大禮に備へんが爲め、諸般の設備に忙殺せられつゝあり、伊藤統監亦奉迎準備の爲め、二十六日大磯出發、歸任の途に上り、次て二十八日會禰新副統監亦新橋を發して漢城に向ふ、斯くて我東宮殿下は有栖川宮殿下御同伴、十月十日新橋を御發車、渡韓の途につかる。

讓位問題新協約問題及び軍隊解散問題、相次いで起り、驚倒せる韓民は我東宮御渡韓の報に接して、又も危懼の念を抱き、飛語流言盛んに行はれ、中には巫女祈禱者等を集めて、不祥を祈願せしむる等、甚だ不穩なる狀勢を示せり、而して上流韓民の多くは是を以て文明國の皇儲は自由他國に來往する實例を示し、以て英親王を日本に誘はんとする者なりとなしたるも、韓國の大部分は之を以て大兵を派し事に托して韓國を併合せんとするものなりと信じ、早くも動搖の兆候を示すに至れり、然るに我皇太子殿下十六日御着仁、直に御出迎の韓皇と共に同乗して京城に入らせられ、往訪答禮の儀禮を交はし、二十日韓皇及皇太子の御見送を受けて、京城を御退京ありたる外、何等豫期せられたるの事實なかりしに及び、韓民初めて安堵し、我皇室の御敦徳を仰ぐに至れり、半島に皇儲を迎へたるは蓋し之を以て嚆矢とし、我居留民亦皇儲渡來の

瑞祥に遇ひ、親しく殿下の御英姿を拜するを欣び、共に未前の準備を以て是を迎ひたれば、當時の盛觀空前にして、亦絶後なるべしと傳へられぬ、國交の深厚を加へたる固より云ふを俟たず。

斯くて十一月二十三日に至りては、伊藤公特に韓皇より太子大傳を親授せられ、皇太子英親王日本留學の旨發表せられ、十二月五日伊藤公皇太子を護して、京城を發し、軍艦に乗じて仁川を發するに至れり、十二日韓國答禮大使李載冕入京して、答禮の誼を表し、十五日には韓太子伊藤公に擁せられて入京、芝離宮に入せらる、斯くて從來の日韓政治的關係は、茲に兩皇室の密接なる接近によりて、更に一段の鞏固を示すに至れり。

第二節 統監政治の紊亂

非難の聲

統監府開設以來一部政客間には是が非難の聲高かりしか、密使事件に對する統監の方針に對し、不遑の念を抱く者は是等と共に統監政治の緩慢なるを攻撃し、且つ統監府内の軋轢紊亂漸く外間に漏るゝに及び更に一層其氣勢を高めぬ。

初め伊藤統監が國政指導の任に當るや、混沌たる陰謀國の形勢の中より、比較的有用の材を抜きて、閣臣及地方官の椅子によらしめたるを以て、韓國側の官吏は、一國の精良たるに背かざりき、即ち首相李完用に對しては、直接英語を以て、三大臣には日本語を以て、十二人の觀察使中十二人迄は日本語を以て訓示し得るに至り、政務執行上多大の利便を得、政務の比較的擧がれるを見たり、然れども邦人側の官吏を登用するに於ては、殆ど一定の標準あるなく、人の爲めに官を設け、情により人を

暗闘軋轢

用ひ爲めに之が統一を怪視する者を生ずるの傾向ありき。

去れば開應以來、内部の暗闘軋轢殆ど絶ゆるの時なく、日を追ふて益盛んならんとす、而して是等軋轢の張本人は國分秘書官及び岡警務總長なりしと傳へらる、國分秘書官は通譯官として多年韓國に在り、大小の問題殆ど彼の通譯によらざるなく、漸次其勢力を増し來れり、加るに彼れ巧俊の評高く、上官に對しては、阿諛至らざるなく、同僚の排斥自己の出世は一日も彼の念頭を去らず、機會ある毎に密に其歩を進めつゝ、あり、岡喜七郎氏亦何等材幹の認むべきなしと雖も、當世才子の好典型を以て許され、談笑の間に上官を捕ふるの術に至つては、卓越せる者あり、然れども其同僚の排斥を好む事は、全く國分象次郎氏と其類を同ふし、而かも一段の辛辣を見る、去れば岡氏は先づ國分秘書官と衝突し、更に木内重四郎氏と争ひ、新協約後の新政治に於ても、共に内部次官の椅

醜を韓人に暴露す

子を覗つて、醜を韓人の前に暴露するに至れり、而して岡氏の暗闘を好める、更に丸山警視總監と闘つて是を排斥し、最後に古谷秘書官に向つて戦を挑むに至り、統監府は宛然縮少せる半島の政局を見るが如くなりき、而かも伊藤統監は全く是等を輕視して毫も顧みる所なかりき。

武人陰謀に憤れず

翻つて軍司令部の状態を見よ、長谷川司令官赫々たる武勳を負ひ、加ふるに豪氣果斷優に韓廷の諸臣を壓服するを得と雖も、武人陰謀國の政争に慣れず、動々もすれば多策なる不平政客の爲めに、煽動せられ統監との關係圓滑を缺き、往々是が惡聲を放つて、韓人の嗤笑を招ける事少なからず、加ふるに軍司令部内の武官中亦軋慄恒に絶へず硬骨にして、智謀ある落合參謀長は、宮廷の肅清よりも寧ろ大觀亭の肅清を急務なりと建言し、長谷川大將の憤怒を買ひ、あられもなき鐵拳騒ぎを演出するに至り終に他に轉じ、大谷少將之れが後任として來れり、然れども

鐵拳騒ぎ

李宋反目

大谷少將亦大將と議合はず、久しからずして其職を去るや、牟田參謀長是が後任として、大將を補佐するに至れり、規律最も嚴肅なるべき軍司令部にして既に斯の如し、韓人に對する我威令の行はれざる詢に其由ありと云はざるべからず。

上の好む所下自ら風をなす、統監府軍司令部の官吏は、兩々相對して滔々墮落腐敗し、政務澁滯、官規弛廢、漸く現はれんとす、而かも此時韓國内閣に於ても、暗闘漸く行はれ、閣臣の統一破れんとするに至れり。

當時李完用と宋秉峻とは、漸く反目、城視するに至り、互に其權勢を掌握せんが爲めに、尹皇后の父尹澤榮及び其弟尹惠榮と結托せんと欲し、暗闘日を追ふて盛也、而して韓儲殿下渡日に際しても、初め趙重應之に扈從せんとせしも、李完用之を遮り、己れ自ら渡日すべきを定めたるに係らず、再び之を變更して、強いて宋秉峻を扈從せしめんとせり、是れ宋

秉峻の渡日して在らざるの好機に乘じ、自ら確固不拔の勢力を占めんとするは明かなる所にして、宋秉峻と雖も之を知悉せざるに非ず、然れども當時宋秉峻の旗色日に衰へんとしつゝありしを以て、寧ろ日本に至りて皇太子を擁し、且つ一面日本の元老大臣に接近して、勝を後日に得んとするの計を案じ、終に皇儲に従つて日本に來れり、去れど宋秉峻の策は遠視眼たるの嫌を免る能はざりき、彼れ在らざるに乘じ、李完用は先づ彼の幕下たりし趙重應を奪つて、自ら其股肱とし、尹族に通じて着々其勢を扶殖し、宋秉峻歸るの日は、特に形勢の推移を歎ぜしむる者ありき、兩虎今や相搏たんとす、一虎斃るゝも兩虎傷くも、共に漢城の政局を動かさずんば已まざる也。

一虎斃る
傷くか兩虎

第三節 拓殖會社と間島問題

統監政治開始以來、韓國の弊政は確に刷新せられ、苛斂誅求收賄等の非曲は漸く減少し、官吏の橫暴跋扈の通弊は矯正せられたり、而して制度文物洵に燦然たる者ありき、是等は全く伊藤統監の功勞として推賞せざるべからず、然れども其形式に走り、外容を主とせるが故に、實質の之に伴はざる者多く、制度法令の完備して却て韓民を苦しむる者往々にして是れありしは、統監政治の失敗と云はざるべからず、去れば、統監政治今後の急務は内容の充實、換言せば諸制度の實績を擧ぐるに努め、産業の勃興に勵まざるべからず。

制度文物
燦然

拓殖會社
法

四十一年三月二十四日衆議院は、東洋拓殖會社法を可決し、韓國に於ける拓殖開墾に従事せしむる事に協賛せり、蓋し該會社をして前記統監政治の缺陷を補はしめんとするに外ならず、依て政府は八月二十七

日東洋拓殖會社法を發布し、次いで定款を認可し、十二月廿八日宇佐川事務局長を同會總裁に任じ、吉原副總裁以下各役員の任免を見るに至れり、斯くて四十二年二月宇佐川總裁以下渡韓し、其業務を開始せるが、開業早々驛屯士問題に關し、輿論の攻撃を受け、當時其業務に勵精すと雖も、尙ほ其成績見るべき者なく、加ふるに同會社員亦多く半島の軟風に酔ふて事務漸く弛廢するに似たり。

是より先き日清兩國當局間には間島問題漸く争はれんとす、間島は韓國咸鏡道の西北境に接して清韓兩國境に介在し、永らく其所屬未定の儘に放擲せられたる所なるも、土地膏腴にして頗る農耕に適する爲め、韓清兩國人の移住する者年と共に多く、四十年末に於ては、韓人六萬、清人四萬と號せらるゝに至れり、然るに其所屬全く決定せざりしを以て、清韓兩國は勝手に各自の官吏を派遣して自國民の保護に任せしめ

間島問題

清國政府の抗議

各其利益を保護したるも、日露開戦以來、韓國政府は該地の自國官憲を召喚して亦保護の途を講せず、四十年十一月に至り、在留韓民、清人の爲めに利益を犯さるゝが故を以て、統監府に對し官吏の派遣を懇請し來れり、依つて統監府は直に歴史上の事實及緊争の要點を調査し、間島に統監府出張所を設け、四十一年四月十一日陸軍大佐齋藤季次郎氏を所長に任じ、且つ少數の憲兵を駐屯せしむるに至れり、然るに清國政府は此舉を以て清國の疆域を犯す者なりとし、我政府に對し抗議せるも、我政府亦間島を以て韓國の所領なりとし、證據を擧げて其抗議を排し、却つて清國官憲の撤退を要求するに至れり。

爾來間島問題は兩國政府の懸案となり、幾度の交渉を重ねるも到底決すべくもなし、當時清國の識者は原流考其他の參考書により、間島が韓國領なるを認め讓歩するの止むを得ざるを豫期し居れるに係らず、

我政府の
外交的
失敗

四十二年九月四日の間島に關する日清協約に於ては、間島が清國領なるを認め該地に於ける清國の完全なる主權は確定せられたり、間島所屬問題は、如斯我政府の讓歩を見たりと雖も、韓國民は間島内に於ては自由に居住し得る事とし、且つ其既得の利益は確保せられたり、故に所屬問題は清國主張の貫徹を見たるも、其實質に於ては毫も従前と異なる所なかりき、然れども間島所屬問題は斯かる讓歩をなす事なく、尙ほ有利に解決し得るの餘地充分是れありしに係らず、頗る單純に其終末を告げたるは當時全く我外交方針遂行上止むを得ざりしに因ると稱せらる、即ち間島問題は、全く我當局者の外交的犠牲となり終れる也、吾人は餘りに其犠牲の高價なりしを以て、統監政治の失敗否な寧ろ我政府の失敗と斷ぜざる能はず。

暗闘を重ねたる韓國内閣の形勢は愈逼迫せり、現状を以て推移せば

統監の
旋

臺閣は又も其舊態に復して、陰謀の府とならざるべからず、依つて伊藤統監其間に斡旋し、李宋の間を調和して六月六日内閣の一部を改造し僅かに表面を糊塗せり、即ち内部大臣任善準、度支部大臣に轉じ、度支部大臣高永喜、法部大臣に轉じ、法部大臣趙重應、農商工部大臣に轉じ、農商工部大臣宋秉峻、内部大臣に轉じ、宮内大臣李允用、宮中顧問官に轉じ、侍從院卿閔丙爽、宮内大臣となる、然れども兩雄竟に並び立つ能はず、姑息なる改造は却つて兩者の暗闘を助成せしめたるに止り、軋輾更に甚しからんとするに至れり。

茲に至りては、統監の威令漸く地に墜ちたるを想はざるを得ず、而かも越えて四十二年一月七日、民情巡視として韓皇北韓巡幸の途に上らるゝや、統監亦此行に加りて北行し、擲窮如として其間を斡旋す、統監とし云へば、其威令によつて皇帝を讓位せしめ得る最上の權力者たりと

統監の威
令地に墜

して私かに其威容を想望せる韓民は、一度韓皇の巡幸に従ふ統監の態度を見て、皇帝の尊嚴を初めて解得し、却つて統監を輕視するに至れり。斯くて統監の威令益々失墜せんとす、是より先き四十一年七月十四日には西園寺内閣退き、武斷派たる桂侯入つて内閣を組織す、桂侯は對韓方針に關し極めて強硬主義を把持するの人なり、統監政治は何等か其變轉を見ざるべからざる形勢に陥れり。

第四節 統監更迭と併合問題

四十二年二月六日韓皇特に統監邸に臨幸せらる、無前の光榮に浴せる伊藤統監は、月の十七日歸朝して大磯の自邸に入れり、而して五月十八日に至つては曾禰副統監歸京し、六月十四日終に宮中に於て曾禰子統監に、伊藤統監樞密院議長に親補せらるゝを見たり。

統監の更迭は、突然行はれたるに非ずして、其所以頗る古く、政界の一部は遠き以前より之を豫測したり、初め統監密使事件の處分を終へて四十年八月歸朝するや、一部の反對派は統監今回の處置を緩慢なりとし、今回の機は極端まで我要求を進め、我對韓策を根本的に確立すべき便宜と理由とを有せるに係らず、結局其一半を隠し一半を行ひるが如きは失策の甚しき者にして、殊に邦人官吏の任用を次官以下に限り、以て才幹ある有爲の才を韓國に用ひるを事實阻害したるは、愚策の甚しき者

き者なりとし、盛んに非難したりと雖も、而かも大體の輿論は等しく統監の成功を認め之が賞讃を惜しまざりき、去れば伊藤公の忠實なる幕下は此好機を以て公を辭職せしめ、明哲身を保つて末路を謬らしめざるの方途を講じぬ、蓋し更に來るべき新政治の極めて困難たるを知り是を山縣系に嫁せしめんとするに在り、而して其後任として桂公を推薦するは恐るべき政敵を遠け、自己の運命を長からしむるに極めて妙なりと思惟し、密に是が運動を開始せり、然れども山縣系豈之を知らずして可ならんや、此密計を探知するや直に機先を制し、單刀直入伊藤公に迫り、得意の絶頂に在る公を煽り上げて、終に公の留任を言明せしむるに至り、全く伊藤系の秘策を破り終れり、蓋し山縣系に於ても、統監政治の困難にして自ら執つて代るも到底成算なく、且つ桂侯をして半島に去らしむるは同派の大打撃たるを信じたるに因る。

機先を制す

辭職の第一線

政界の暗流は如斯にして公を留任せしめたり、然れども伊藤公は固と初物好きと厭き易き性格を以て鳴れる者、當時既に統監政治の困難にして成果の得難きを知悉し居れるを以て、辭意漸く起りつゝありしは事實なるが如し、去れば山縣系に善く、伊藤系にも善く、首鼠兩端の態ありし曾禰子を舉げて副統監たらしめ、以て第二世統監に擬すると共に、自ら機に乗じて辭職するの第一線を張れり、然るに敵黨より巧みに放たれつゝある統監政治失敗の聲は、日と共に益々嵩じ來り、之が爲めに韓人の統監を輕視するの傾向愈々顯著となり、施政指導の事漸く困難ならんとするや、伊藤統監度々歸朝し、山縣系に對して辭職を圖るも公の留任を勸告して已まず、斯くて恒に伊藤公は不本意ながら歸韓するの止むなかりき。

時機尙早

然れども世は桂内閣となり、時勢亦自ら進轉して四圍の情況、漸く對

韓政策を進むるに可なるを見るや、武斷派は終に伊藤統監に對して對韓問題の發展を提議するに至れり、四十二年二月伊藤公歸朝したるは全く之が爲めにして爾來統監と當局者との間には、幾度か之に關する會見行はれたり、然れども伊藤公は時局の發展を斷行するには、尙ほ時機の尙早なるを主張し、且つ自ら其責任に當るを拒絶せり、之れが爲めに伊藤、山縣兩公との間に意見の衝突を見、罵聲叱咤の聲浪閣外に漏れたる事すらありと傳へらる、然れども熟議の結果、漸く兩者の意見接近するを見、終に五月上旬に至りて、伊藤公辭職の議決定し、且つ伊藤公も韓國併合を是認して、當局の是に對する方針遂行を助くるの約成り、伊藤、桂兩公侯の間に一種の約案交換せられたりと稱せらる。

伊藤統監更迭の件は、如斯にして決定せられ、而して之と同時に韓國併合の内定成り、越えて七月正式に閣議に於て韓國併合の方針決定せ

罵聲浪
閣外に漏
る

併合方針
決定

らるゝを見たり。

第五節 新統監の運命

客分扱ひの待遇

從來副統監として伊藤統監の下に在り、名は統監を補佐すと雖も、實は何等の事務を見るに非ず、只員に備へられ客分扱ひの待遇を受けて不平の裡に日を送りつゝありし曾禰子は、今や統監の印璽を帯び得々として六月十八日新橋發漢城に歸れり、當時説をなす者あり曰く、曾禰統監が此の難局に當り到底成功すべしとは信せられず、然らば失敗を豫期して迄も、何故に彼を統監に推薦したるや、桂内閣は能く這般の消息を理解したりと雖も、而も尙ほ是を斷行したる理由は他なし、曾禰新統監失政の非難は必ずや勃然として起り來るべし、而して是に伴ふて時局發展を希望する者漸々増加し來るべし、是れ現内閣の乗ずべき機會にして、内閣は國民の希望を容れて時局を解決したる事とすべし、是れ内閣の命運を磐石の如からしむると同時に、武斷内閣の非難を免れ

穿ち過ぎたる説

司法制度の不備

得べしと思考したるに因ると、此の説餘りに穿ち過ぎたるのみならず、桂内閣を餘り惡辣視したる恨なき能はずと雖も、而も曾禰子が人身御供に上げられたる形跡は、初めより聊か看守し得ざるに非ざりき、吾人は此點に於て曾禰子に同情なき能はず。

七月一日伊藤前統監は告別と事務引繼ぎとを兼ねて渡韓すと稱し、東京を出發せり、是より先き四十年七月の協約に於て、司法事務を他の行政事務と確然區別すべきを決定し、是が刷新改革に着手したりと雖も、韓國の司法制度混亂複雑して容易に整理の途に就かず、當時韓國の司法制度は三様の系統に分れ、韓國人は韓國裁判所に於て、日本人は統監府理事廳に於て、在留外人は領事館に於て取扱はれたりと雖も、而も邦人にして韓國裁判所に備聘せられたる者多く、殊に日韓人共同事業の如きは、何れの裁判に附せらるべきや、是等の系統全く不明なるのみ

ならず、韓國裁判官の無學沒常識なる、動もすれば複雑なる司法制度を更に混亂せしめんとする者あり、されば伊藤公は夙に此の點に着眼し、司法權委任の急務なるを認め居りしを以て、今回の渡韓に於て是が解決を與へ、其最後を飾らんとせり、依つて其渡韓前、先づ是を桂首相に諮り、其贊同を得たるも、固く是を秘して毫も漏さず、かくして胸中秘策を藏せる前、統監は終に漢城に客となりしなり。

伊藤公入韓するや、連日公私の送別會に臨み、亦他意あるを示さず、斯くて悠遊の間、閣臣の動靜を覗ひ、機恰もよしと見るや、十一日李完用等を招いて咄嗟の間に其調印を促がせり、閣臣等是を聴き餘りに事の意外なるに驚き、議容易に繼らず、多くは是に反對したるも、此時恰も漢城の内外内閣更迭説頻りに流布せられたるを以て、政權に懸々たる閣臣等終に是に贊するに至り、十二日韓國司法及び監獄事務を日本政府に

司法權の委任

委任に關する覺書に調印するに至れり、其全文次の如し。

日本國政府及び韓國政府は韓國司法及び監獄事務を改善して韓國民並在韓國外國臣民及人民の生命財産の保護を確實にする目的と韓國財政の基礎を鞏固にするの目的を以て左の條款を約定せり

第一條 韓國の司法及監獄事務の完備したるを認むる時迄韓國政府は司法及監獄事務を日本國政府に委託する事

第二條 日本政府は一定の資格を有する日本人及韓國人を在韓國日本裁判所及び監獄の官吏に任用する事

第三條 在韓國日本裁判所は協約又は法令に特別の規定あるもの、外韓國臣民に對しては韓國法規を適用する事

第四條 韓國地方官廳及公吏は各其職務に應じ司法及監獄事務に就き在韓國日本當該官廳の指揮命令を受け又は其補助をなす事

第五條 日本國政府は韓國司法及監獄に關する一切の經費を負擔する事

司法權委任の件は如斯く平穩裡に決定したるが、越えて月の二十六日更に韓國中央銀行に關する日韓兩國政府の覺書調印せられ、翌二十七日中央銀行條例の發布を見るに至れり。

公は終に
生きて復

第六節 伊藤公渡滿と併合問題

司法權委任に曾禰新統監を助けたる伊藤公は十九日大磯の自邸に歸り、二十六日特旨を以て韓太子の輔育係長を仰付らる。斯して十月十四日滿洲視察を兼ね、折柄極東視察の爲め來東せる露國大藏大臣ココフゾフ氏と哈爾濱に會せんが爲め渡滿の途に上れり。而して公は終に生きて還らざりき。
伊藤公渡滿の途に上れり。而して公は終に生きて還らざりき。

外國大使
の冷評

是より先き七日に於て韓國併合の廟議決するや、政府は先づ第一着手として關係列國の故障を豫め避け置く事に決定し、霞ヶ關の當局者は専心此の事に努力せり。嘗て伊藤公統監たりし時、四十年の新協約を締結し得々として東京に歸るや、某親厚國の大使統監に云つて曰く、今回の機は豫ねての日本の素志を貫徹すべき絶好の機會にして、東京の外交團は一般に貴下が根本的解決を試むべきを期待せり。然るに貴下

第六節 伊藤公渡滿と併合問題

列國との
關係

の寛容なる事竟に茲に出でず極めて平和なる新協約を締結せられたるは平和の爲に欣ぶべしと、賛辭に似たる冷評冷評に似たる賛辭を呈したりと聞く、凡そ列國の韓國併合に關する意嚮は斯の如き者ありて、何れも時機の問題として見るに一致せりと雖も、密使事件當時に於ては英露兩國が暗に故障の意を示したるが如き事なきを保せず、去れば外務當局者が豫め列國の贊同を得ん事に努め而して英露兩國の贊同を得るを該問題の中心に置けるは故なきにあらず、而して英國は我同盟國たるの關係にあるを以て、比較的容易なりと觀察せられたるも、露國に至つては必ずしも然らざるものあり、是に於て外務當局者は其當時に於て日露接近策に苦心し、殆んど全力を擧げて露國の歡心を得るに努め、四十三年七月四日露都に於て調印を了したる第二日露協約締結の交渉を開始せるも、多くは是が爲めにして、其最初の交渉を試みた

伊藤公渡
滿の眞意

るは實に此時なりしと云ふ記して茲に至れば伊藤公の渡滿の目的が那邊に在りしかは蓋し推し得べし、即ち公の目的とせるは韓國併合に關して露國の故障を招かざらむが爲め、豫め極東に於ける日露兩勢力範圍の協定をなさんとする豫備的手段に外ならざりき、換言せば四十年七月締結せられたる日露協約を當時に於て締結すべく、豫め露國當局者と協商をなさんが爲めに外ならざりき。

二十六日午前十一時伊藤公一行哈爾濱停車場に着す、露國藏相の官憲に迎へられて露國軍隊を檢閲し、今や將に終らんとする時、韓人安重根の狙撃する所となつて斃れ、終に亦起つ能はざりき。然れども公の死は日露國交に更に一段の深厚を加へしめ、終に後日に至つて有力なる協約を締結するに無形の貢獻を與へたるは掩ふ可からず、此點に於て公の渡滿の目的は幾部分を達せられたりと云はざる可からず。

伊藤公覽

外州州外、及び大韓子た保所をあら

斯くて政府の列國に對する活躍は着々進捗し、英露共に之に故障を加ふるが如き事なきを確め、更に佛國亦是を認むる事判明したれば併合問題は今や全く機會と準備の問題たるに至れり、而して我當局者は極力新形勢の誘致に努めたるが、四十三年二月に至りては漸く世上に合邦説喧傳せらるゝに至れり。

第七節 統監政治の最後

統監政治は愈々末期に近づけり、而して統監政治非難の聲は豫期の如く益々高まり來れり。

曾彌統監の不平

伊藤統監は我元勳中の首席にして威望赫々、爲めに内閣の制肘を受くる事少なかりしと雖ども、曾彌統監に至つては然る能はず、韓國の施設に對しては悉く東京内閣より指令を受けて是を行はざる可からず、是れを前統監伊藤公が專斷事を行ひ、而して副統監たる曾彌子にすら諮る所なくして悉く是を專行したるに比すれば、其差實に霄壤も管ならざるものあり去れば、曾彌統監は不平の念去る能はず、日夜悶々として政務を見ず、隨て統監府に登應したる事一回もあるなく、日夜統監官邸に在つて惡詩を弄し、弄花に耽り、公然出入する醜業婦を相手に清元常盤津の作歌に興をやるのみ、況はんや手腕識見共に前統監に比し多

醜業婦相手の作歌

大の遜色あるに於いてをや、去れば統監府官吏にして眞に統監の味方たる者、彼の間島問題以來惡因縁を結べる岡喜七郎氏あるのみにして、自餘の吏員悉く統監とは没交渉なりき、邦人官吏にして既に如斯し事大思想に富める韓人等は擧げて統監の無能を蔑視せざる者なきに至れり、事態斯の如し、統監府内官規の紊亂其極に達し、官人の風紀亦全く頽廢し、漸時韓人化し去らんとする傾向現はれ來たれり、即ち官吏中には韓官の故智を學んで不正收入を計る者あり、官權を笠に脅迫の態度を示す者あり、是等の弊風日と共に甚しからむとし、統監政治の萎縮不振全く其の頂點に達せり、去れば韓國の民心漸く動き、統監政治を恨むの聲到る所に喧傳せらるゝに至れり。

此時漢城政界に突然風雲を喚起し、一種清新の氣を鼓吹したるは一進會の合邦上奏文なりとす、一進會は夙に親日主義を標榜し、是に向つ

統監府の
幸臨

一進會の
合邦上奏

政界活氣を
帶ぶ

會統監
の召喚

て努力せる所頗る大なるに係らず、對韓政策は幾度か乗ず可き機會を失して未だ進轉せるを見ず、而して親日主義の頭目たる宋秉峻は、李完用と議合はずして内閣を逐はれたるのみならず、會統監非合邦主義を唱へて李完用に結び、發展すべき時局は動々もすれば轉退せんとする形勢あり、是に於てか愈々合邦上奏の外なしと斷じ、密かに桂侯等の後援を得て、終に十二月四日合邦上奏文を内閣に提出して執奏を乞ひ、同時に日本内閣及び會統監に對しても是を提出するに至れり、一進會一度び合邦を宣言し、是を上奏するや、漢城の政界遂かに活氣を帯び來り、大韓協會等は擧つて非合邦の上奏文を提出し、互ひに演說會を開いて堂々論議を開始するに至れり、而して十二月二十二日總理大臣李完用李在明の爲めに襲撃せられて重傷を負ふや、政界益々混亂近來稀有の盛觀を呈するに至れり、然るに此間に處せる會統監の態度に至

つては、殆んど奇怪至極なる者あり、初め一進會の合邦請願書を提出するや之を却下し、次いで大韓協會の非合邦請願をなすや之を採用したる爲め、統監非難の聲愈々高く、終に四十三年一月召喚の命に接し、九日悄然として歸京するに至れり。

當時韓京政界は曾禰統監召喚を以て重大なる意味ある者とし、例によつて流言蜚語盛んに行はれたるが、二月に至り對韓政策發展の風説傳はるに及んで、政界益々動搖を生じ、閔泳璘、李基東、李鳳協等は新たに進歩黨を起し、金宗漢、愈吉濟等は李完用、趙重應等の内意を受けて政友會を組織し、而して愈吉濟、鄭雲漢等は觀光に名を藉りて、東京に來り對韓問題の真相を捕捉せんとして奔走する所ありき。

此の間に於て我當局の對韓策發展の準備は着々進行し、曾禰統監病氣の爲め歸任して再び事を斷ずるの不能なるを口實とし、新たに寺内

漢城の政界動搖

統監の更迭

陸相を擧げて統監に擬す、五月三十日終に曾禰子統監を辭し新たに寺内陸相統監を兼任し、山縣伊三郎氏副統監に任ぜられ、次いで有吉忠一氏總務長官に、宇佐美勝夫氏參與官に任命せられたり、久しく喧傳せられたる統監の更迭は如斯くにして行はれ、世人は一般に統監更迭の機を以て對韓策發展の期なりと信じつゝありき、斯くて山縣副統監先づ發して韓京に向ひ、寺内統監亦七月十五日東京出發、渡韓の途に就けり、雨乎風乎、半島の空頗る暗濶たるを見る。

第六章 半島併合顛末

第一節 警察權の委任

時日の経過につれ漢城は全く流言蜚語の巷となれり、而して此形勢は亡國の日近づくと同時に益々險惡に赴き、日韓字新聞の發行禁止せらるゝ者頻々として相踵げり。

是より先き急電に接して歸朝し、寺内新統監山縣副統監と共に時局問題に關して熟議を遂げたる明石憲兵司令官は、六月二十日夕漢京に歸り直ちに石塚總務長官を訪ふて密議數刻に及べり、而して其内容は固より韓國警察權委任問題也。

韓國警察權に關しては、四十年日韓警察合同取極書を交換したる以來、漸時本邦警察官を増加し其數千八百人に達し、韓國警察官二千八百

流言蜚語の巷

密議數刻

警察制度の混亂

三態三様の報告

人と共に日韓人の警務に當れり、而して四十一年より更に我憲兵をして警察事務を補助せしむることとなる結果、韓國の警務行政は内務部警務局、警視廳憲兵隊の三機關によつて行はるゝこととなれり、一國の警務を行ふに此連絡圓滑ならざる三機關を以てす、其統一の困難にして實效の期す可からざるは固より其の所なりとす、去れば鼎立せる此三機關は互に其功名を争ひ、或は時に權限を論議して却つて警務の遲滯を來す事少なからず、曾爾統監の如きは同一事件に關する三態三様の報告に接し、爲めに其機宜を誤りて激烈なる非難を蒙むれること少なからざりき、去れば識者は四十二年の司法權委任の當時に於て既に警察權委任の急務なるを認め、伊藤公の成せる警察權委任を以て、緩急順序を轉倒せるを非難する者多かりしが、今や時局切迫して警察權行使の頻繁を加ふると同時に、最も機敏にして節制ある警察權の活躍

第一節 警察權の委任

を要する時機に達せり、寺内統監茲に着目して是を委任せしめんとし
たるは最も機宜を得たる處置なりとす。

明石司令官によつて寺内統監の旨を受けたる石塚長官は、二十二日
午前九時朴總理大臣署理を其官邸に招き、警察權委任の提議をなし三
時間に亘りて密議する所ありしが、時局茲に切迫しては亦如何ともす
べからず廿三日午前閣議を開きて我提議を容るゝ事に決定し、午後二
時三十分朴總理署理自ら參内終に裁可を経るに至れり、斯くして廿四
日午後八時三十分に至り是が調印を終り、廿五日次の如く發表せられ
たり。

日本國政府及び韓國政府は韓國警察制度を改善し、財政の基礎を鞏
固にするの目的を以て左の條約を締結せり。

第一條 韓國の警察制度の完備したる事を認むる時に至る迄、韓國

警察權の
委任

警察制度
の改革

政府は警察事務を日本國政府に委任す

第二條 韓國皇宮警察事務に關しては必要に應じ、宮内府大臣は該
事務官に臨時協議し之を處理せしむる事を得

如斯くにして韓國警察權は我手に收められたるが、三十日に至り警
務局等從來の警務機關廢止の勅令發せられ、是と同時に統監府官制の
一部改正を發せられ、警察權は警務總監によつて統べられ、憲兵本位の
警察制度を布き七月一日より實施せり、去れば警務機關の統一と共に
憲兵の新に増派せられたる者二千餘名に及び、是等を主たる機關とし
て十三道の各要所々に配置したる外、補助機關として從來の巡查を
其儘使用し、是に加ふるに多數の密偵諜者を用ひたれば、韓國内至る所
警戒頗る嚴密を極め、細鱗と雖も漏さざる網の如きものありき、次て起
れる時局が極めて平穩裡に其解決を終れるは、蓋し新制度に負ふ所決

第六章 牛島併合顛末
して少なからず。

第二節 正副統監の入京

副統監入
城す

威風堂々
義和宮別
邸に入る

六月廿八日東京を出發せる山縣副統監は、七月四日午前十時木内宇佐美參事官佐竹書記官等を隨へて仁川に入港、朴首相代理以下の各大臣石塚長官以下の統監府員に迎ひられて上陸し、特別列車によつて午後三時四十九分漢城南大門停車場に着せり、大久保軍司令官以下日韓官民の迎ふる者千餘名、滿城の注視を一身に集めて威風堂々義和宮別邸に入る、副統監の入京と共に種々の風説更に喧傳せられ、風雲今にも捲き起らんと期する者多かりしが、副統監は六日宇佐美參事官石井少將を帶同して參内謁見するや、七日早朝より統監府に登廳し、午後六時に至るまで事務を見たるを初めとし、爾後日々登廳して執務し、表面何等時局の切迫を知らざる者の如き態度あり、漢城の民心漸く鎮靜したるが、此間に於ける警務機關の配置改善は驚く可き速力を以て進捗せ

りと稱せらる。

新統監の
威力

時局は益々切迫す、韓民は鬼上官として其未だ至らざるに早くも其風姿を想望し、虎の如く恐れつゝある寺内統監は七月二十三日朝八雲艦に搭乗して仁川に入港せり、韓皇勅使、副統監以下統監府官吏朴總理大臣以下韓國官吏等の出迎ひを受け、直ちに埠頭に於ける警護の軍隊を檢閲して午前十一時發の臨時列車に搭乗し、同五十六分南大門に到着せり、義和宮以下各皇族列國領事團日韓官吏千餘名茲に新統監を迎ふ、其日新統監は陸軍大將の正装を帯び、意氣頗る旺盛直に馬車を驅つて統監官邸に向ひるが、騎兵一小隊憲兵若干其前後を護衛し、加ふるに五箇中隊の兵士は停車場より統監官邸の間を警戒し、沿道至る所軍隊の垣根を築けりと云ふ、第一世統監伊藤公の入京式は實に韓國稀有の盛儀として傳へられ、其美觀並ぶ者なかりしが、第三世統監寺内子の入

韓國上下
を畏怖せしむ

風紀大に
革る

京式に至つては實質を選んで形式を避け、極めて莊嚴に行はれたるを以て、一種近づく可からざるの威嚴を示し、優に韓國上下を畏怖せしめたりと云ふ、去れば時局の切迫につれ漸く倦怠放埒に流れんとしつゝ、ありし人心も統監の入京に因つて全く一新せられたり。

斯くて統監は廿五日午後六時より山縣副統監、大久保司令官、李首相以下各大臣、各次官及び各參事官六十名を統監邸に招待、新任の披露をなせるが、廿五日午前十時有吉總務長官以下を隨ひ參内、仁政殿正殿に於て陛下に謁見し、廿六日に至りては統監府に登廳し、爾來山縣副統監と共に連日統監邸に詰め切り、重要事務を見つゝありき。

恪勤正直孜孜として政務を見る山縣副統監先づ漢城に入りて政務を執るや、從來風紀頹廢官規紊亂し、政務殆んど曠廢せる統監府内も漸く生氣湧き來れるが、今亦用意周到にして事務精勵なる寺内統監來り、